

◆ 第 1 部 ◆

出入国管理をめぐる近年の状況

第1章 外国人の出入国の状況

第1節 外国人の出入国者数の推移

① 外国人の入国

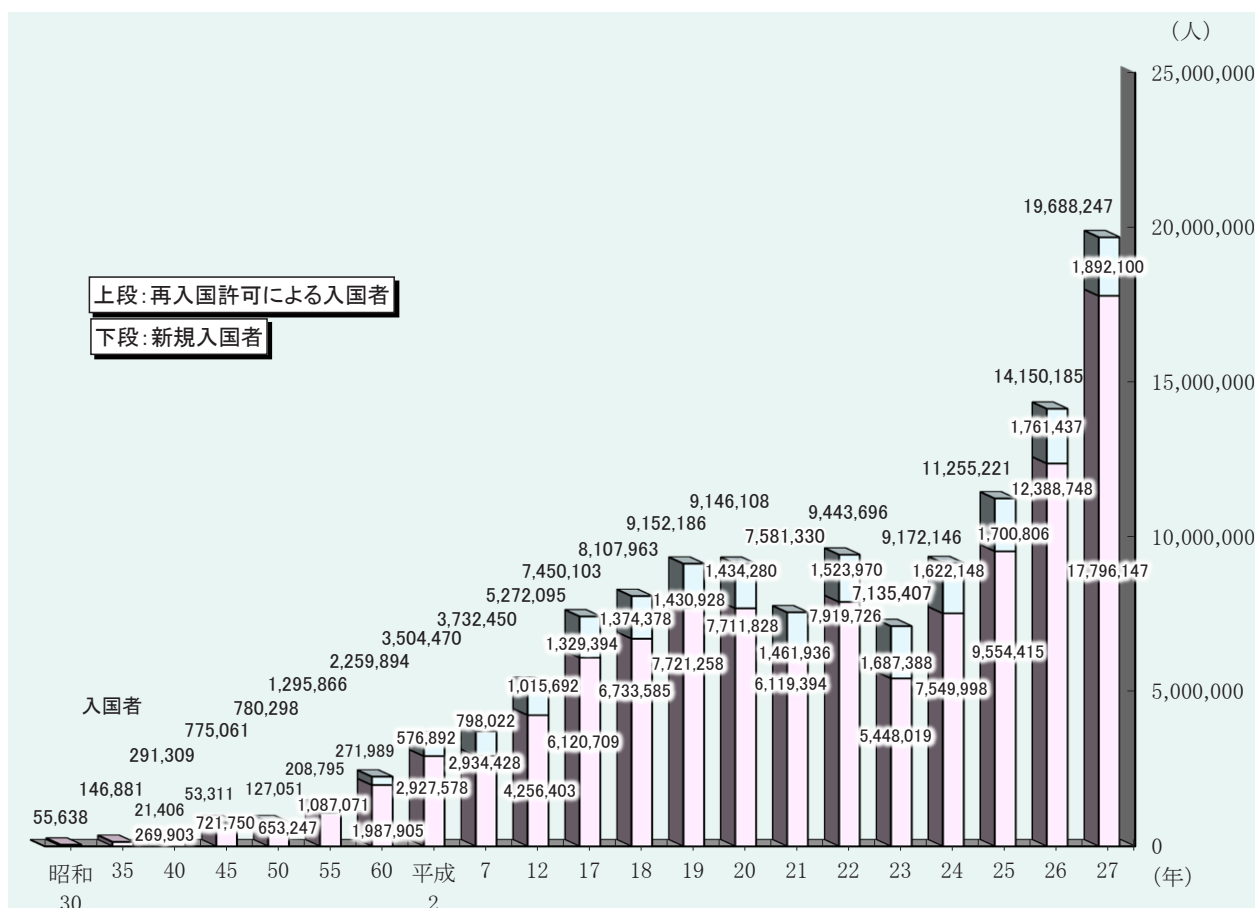
(1) 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年は約1万8千人とわずかであったが、27年4月28日に「日本国との平和条約」（昭和27年条約第5号）が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備による外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万人、12年には500万人、19年には900万人をそれぞれ突破した。平成27年は、26年の1,415万185人と比べ553万8,062人（39.1%）増の1,968万8,247人と、大幅に増加し、過去最高を記録している。

平成27年における外国人入国者数1,968万8,247人のうち「新規入国者」数は1,779万6,147人で、26年の1,238万8,748人と比べ540万7,399人（43.6%）増加し、「再入国者」数は189万2,100人で、26年の176万1,437人と比べ13万663人（7.4%）増加している。

これは、官民一体となった観光立国実現に向けた取組が観光客の増加を促し、外国人入国者数全体の増加につながったものと考えられる（図表1）。

図表1 外国人入国者数の推移

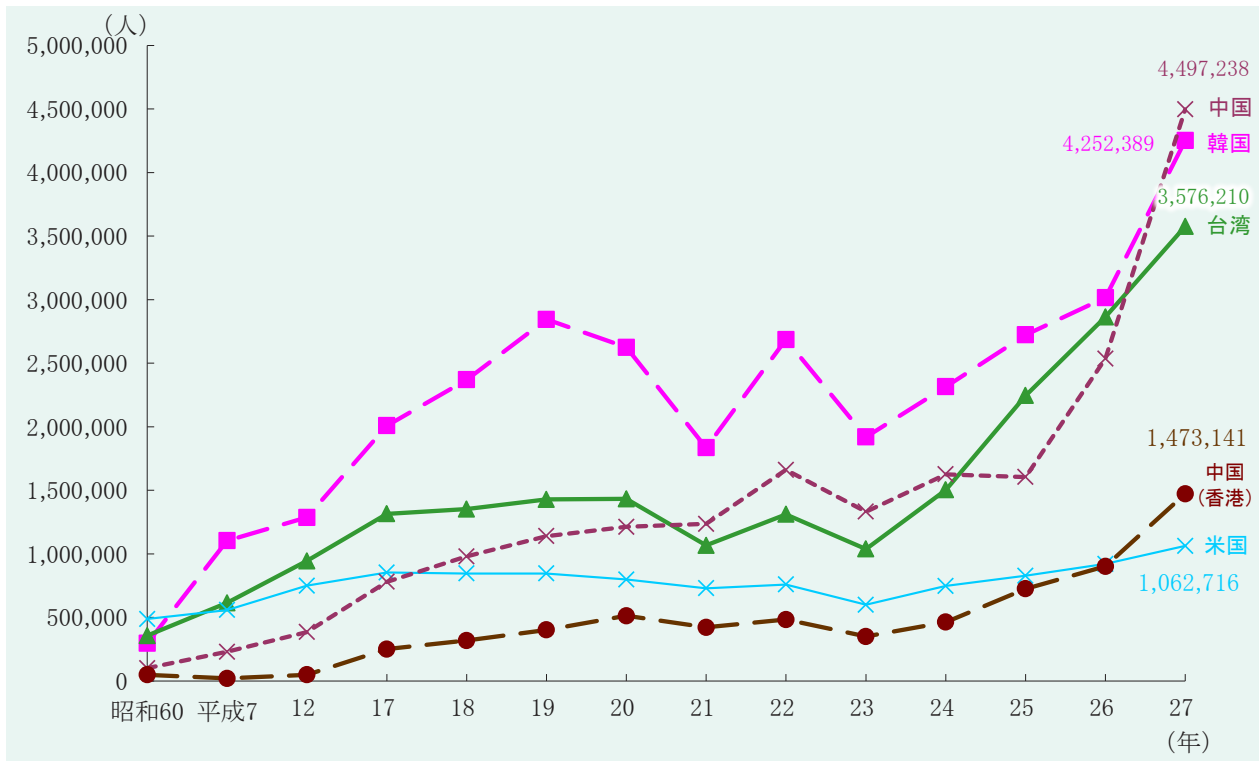


(注) 昭和30年及び35年は、入国者の内訳を算出していない。

(2) 国籍・地域別

平成27年における外国人入国者数を国籍・地域別に見ると、中国が449万7,238人と最も多く、入国者数全体の22.8%を占めている。以下、韓国425万2,389人（21.6%）、台湾357万6,210人（18.2%）、中国（香港）147万3,141人（7.5%）、米国106万2,716人（5.4%）の順となっている（注）。このうち、近隣の国・地域である中国、韓国、台湾、中国（香港）の4か国・地域で入国者数全体の70.1%と半数以上を占めており、また、上位5か国・地域で全体の75.5%を占めている（図表2）。

図表2 主な国籍・地域別入国者数の推移



上位5か国・地域について、平成26年と27年で入国者数を比較すると、中国が196万667人（77.3%）増、中国（香港）が57万661人（63.2%）増、韓国が123万6,277人（41.0%）増、台湾が71万1,923人（24.9%）増、米国が14万1,914人（15.4%）増と全ての国・地域において増加している。

（注） 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「台湾」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

他方、在留外国人関係の統計においては、平成23年までの外国人登録者数の「中国」は台湾を含んだ数であり、24年以降の在留外国人数（中長期在留者（後記資料編1第4節①参照）と特別永住者の合計）の「中国」は、「台湾」のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

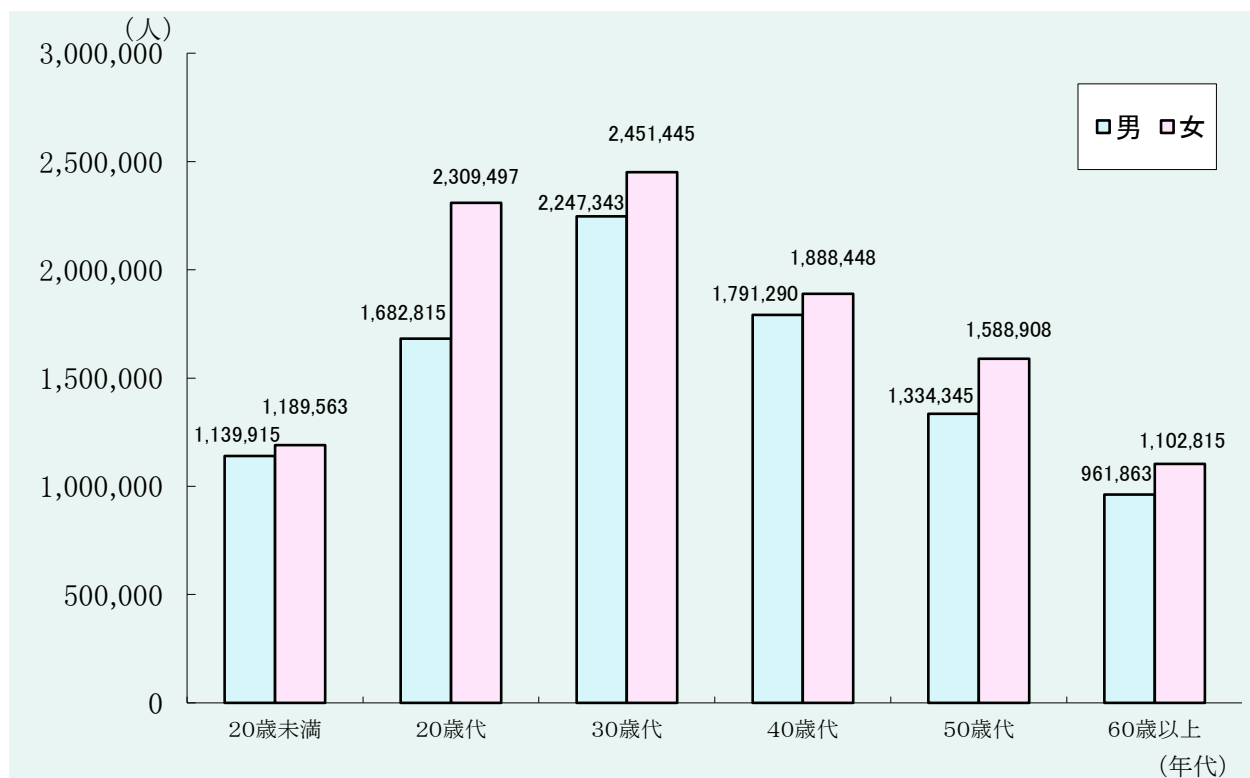
また、中国（その他）とは、中国国籍を有する者で、中国及び中国（香港）を除く政府（例えば、シンガポール、マレーシア等）が発給した身分証明書等を所持する者をいう。

(3) 男女別・年齢別

平成27年における外国人入国者数について男女別に見ると、男性915万7,571人、女性1,053万676人であり、男女比率は、男性が全体の46.5%、女性が53.5%となっており、女性が男性を若干上回っている。

次に、年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者数全体の23.9%となっている。さらに、年齢別の男女構成比で見ると、全ての年代において女性の比率が高いことが特徴的である（図表3）。

図表3 男女別・年齢別外国人入国者数（平成27年）



(4) 目的（在留資格）別

平成27年における新規入国者数は1,779万6,147人で、これを目的（在留資格）別に見ると、「短期滞在」が1,740万4,987人で最も多く、新規入国者数全体の97.8%を占めており、次いで「留学」9万9,556人（0.6%）、「技能実習1号口」9万307人（0.5%）、「興行」3万7,155人（0.2%）の順となっている（図表4）。

図表4 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	5,448,019	7,549,998	9,554,415	12,388,748	17,796,147
外	交	9,678	10,977	10,215	9,056	9,526
公	用	19,563	26,991	26,131	23,844	25,788
教	授	2,420	2,595	2,662	2,709	3,140
芸	術	221	281	315	327	360
宗	教	737	737	1,291	923	1,030
報	道	59	51	46	66	81
高度専門職1号イ						11
高度専門職1号ロ						107
高度専門職1号ハ						18
高度専門職2号						0
経 営 ・ 管 理		838	820	632	984	1,352
法 律 ・ 会 計 業 務		4	4	-	3	0
医	療	7	9	11	27	29
研	究	423	438	437	429	356
教	育	2,540	2,312	2,366	2,526	3,020
技術・人文知識・国際業務						17,690
技	術	4,178	5,216	5,387	7,662	
人 文 知 識 ・ 国 際 業 務		4,658	4,993	5,354	6,608	
企 業 内 転 勤		5,348	6,126	6,245	7,209	7,202
興	行	26,112	34,969	37,096	35,253	37,155
技	能	4,178	4,910	2,030	2,360	6,421
技 能 実 習 1 号 イ		5,178	5,876	5,585	6,377	6,680
技 能 実 習 1 号 ロ		60,847	62,039	61,841	76,139	90,307
技 能 実 習 2 号 イ		-	4	-	2	1
技 能 実 習 2 号 ロ		227	49	17	15	16
文 化 活 動		2,729	3,104	2,947	3,230	3,467
短 期 滞 在		5,180,961	7,246,072	9,247,673	12,052,223	17,404,987
留	学	49,936	57,579	70,007	82,460	99,556
研	修	16,079	17,957	16,486	16,162	15,702
家 族 滞 在		18,165	20,653	19,028	20,429	23,118
特 定 活 動		12,954	12,659	10,711	10,661	14,980
日 本 人 の 配 偶 者 等		10,766	10,855	9,244	9,114	9,591
永 住 者 の 配 偶 者 等		1,392	1,877	1,870	2,039	2,007
定 住 者		7,811	9,845	8,788	9,911	12,449
一 時 庇 護		10				

(注1) 平成27年4月1日から「高度専門職（1号イ、ロ、ハ、2号）」が新設された。

(注2) 平成24年から、「一時庇護」は特例上陸許可件数として計上することとしたため、本表からは除外した（図表11参照）。

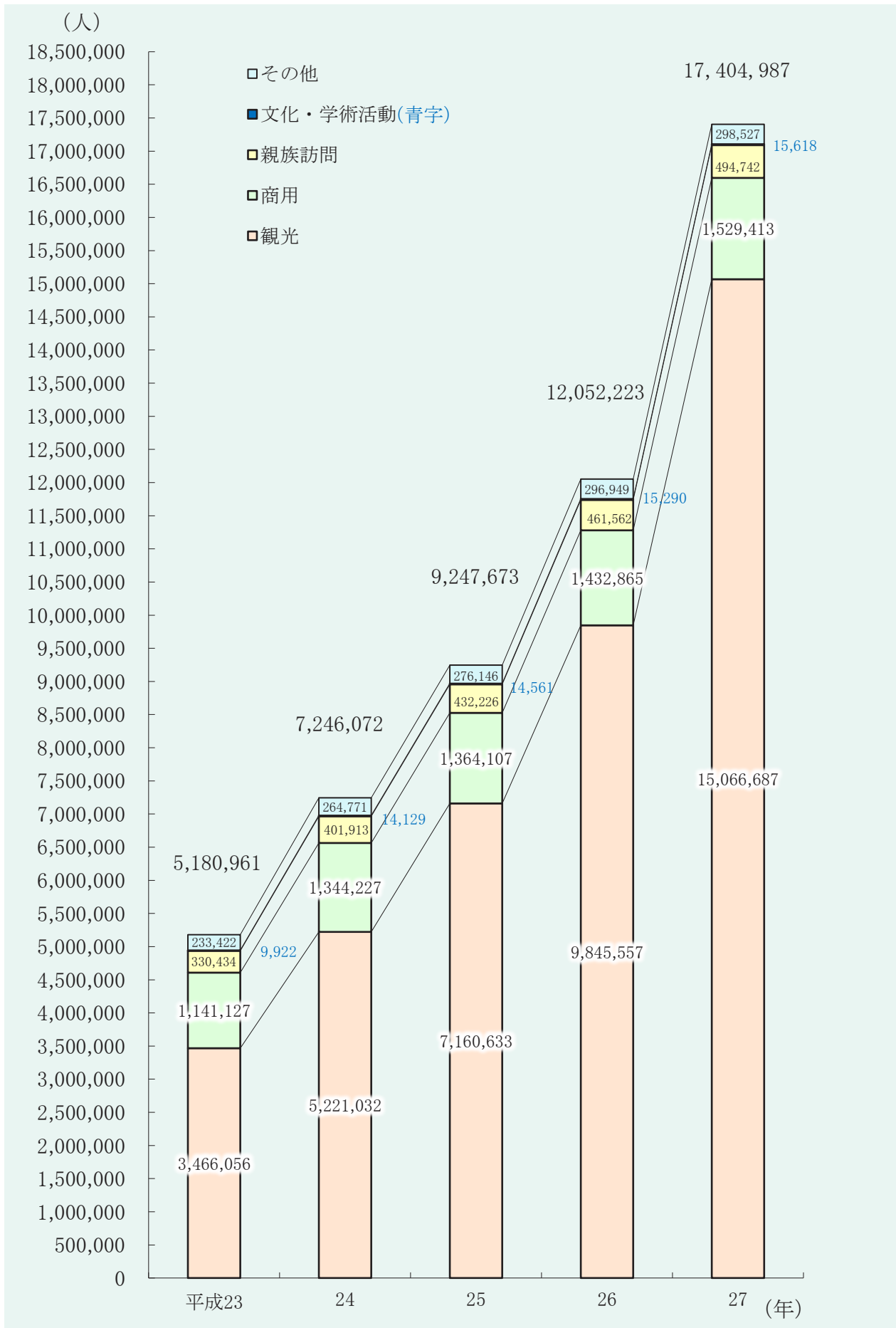
(注3) 法改正により、平成27年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

ア 「短期滞在」

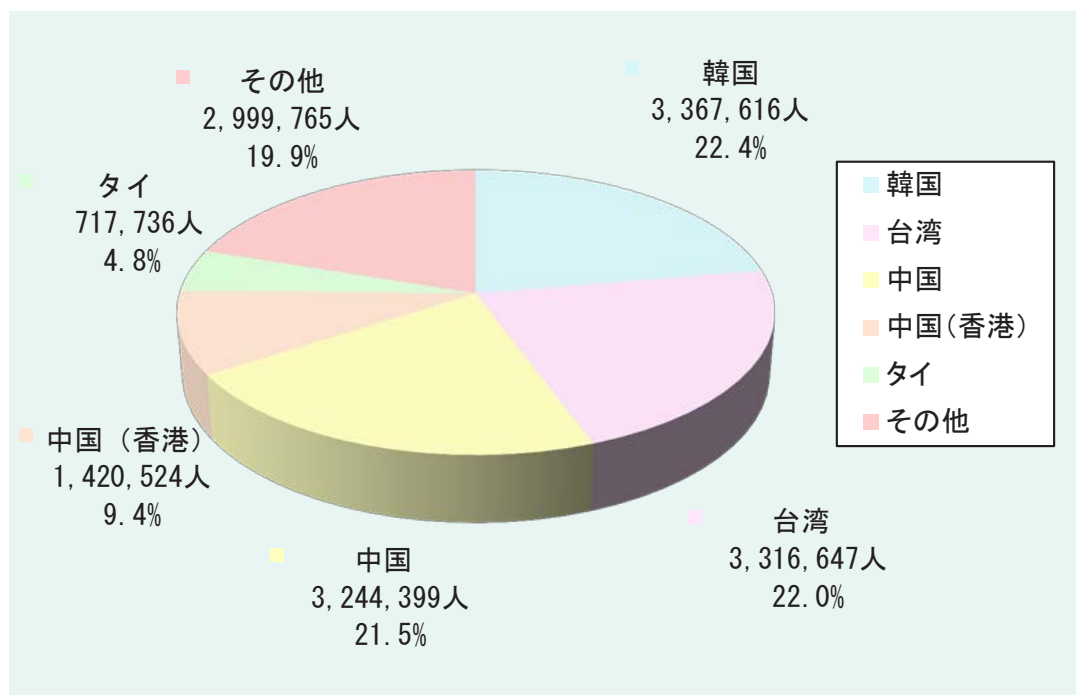
平成27年における「短期滞在」の在留資格による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は1,506万6,687人で、「短期滞在」の在留資格による新規入国者数全体の86.6%を占め、26年の81.7%と比べ、その割合が高くなっていることがうかがえる（図表5）。これは、平成27年においては円安傾向が継続していたことに加え、A S E A N 5 か国に対する査証免除及び査証緩和措置、航空路線の拡大など、官民一体となった観光立国実現に向けた取組が観光客の増加を促したものと見ることができる。

なお、観光を目的とした新規入国者数について国籍・地域別に見ると、韓国が336万7,616人（22.4%）と最も多く、以下、台湾331万6,647人（22.0%）、中国324万4,399人（21.5%）、中国（香港）142万524人（9.4%）の順となっており、これら4つの国籍・地域からの観光客が全体の7割を超えている（図表6）。

図表5 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移



図表6 観光を目的とした国籍・地域別新規入国者数（平成27年）



イ 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

平成27年における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による新規入国者数は7万7,972人であり、26年と比べ10,886人（16.2%）増加している（図表7）。

図表7 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移



(注1) 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

(注2) 法改正により、平成27年4月1日以降、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

(注3) 平成23年から26年の「技術・人文知識・国際業務」の数値は「技術」と「人文知識・国際業務」の合算である。

平成27年における新規入国者数全体に占める、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は0.4%である。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

a 「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」(資料編5統計(1)2-1, 3-1)

一般企業で就労する外国人社員に相当する在留資格での平成27年における新規入国者数は、「技術・人文知識・国際業務」1万7,690人、「企業内転勤」7,202人の計2万4,892人となっており、26年と比べ、「技術・人文知識・国際業務」は3,420人(24.0%)増加、「企業内転勤」は7人(0.1%)減少している。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、中国4,524人(25.6%)、ベトナム2,212人(12.5%)、韓国1,780人(10.1%)、インド1,525人(8.6%)の順となっており、これら4か国で「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数全体の56.8%を占めている。

さらに、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数について見ると、中国2,404人(33.4%)、フィリピン714人(9.9%)、インド677人(9.4%)、韓国536人(7.4%)の順となっている。

b 「興行」(資料編5統計(1)4-1)

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成27年は26年と比べ1,902人(5.4%)増加の3万7,155人となっており、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中では最も大きな割合を占めている。

平成27年における「興行」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国6,251人(16.8%)、米国5,791人(15.6%)、英国3,354人(9.0%)、フィリピン3,306人(8.9%)の順となっている。

c 「技能」(資料編5統計(1)5-1)

外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による新規入国者数は、平成27年は26年と比べ4,061人(272.1%)増加の6,421人となった。

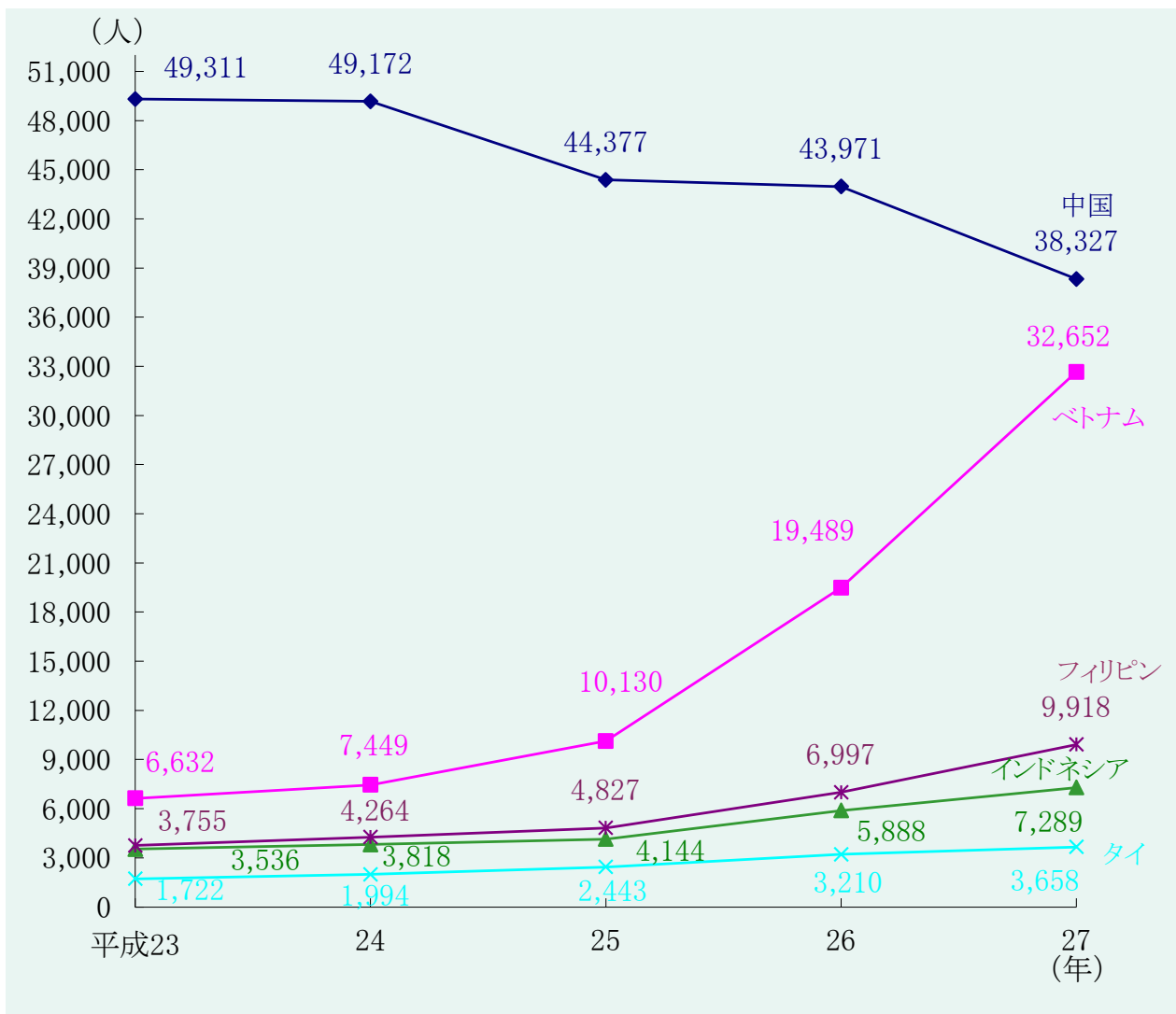
平成27年における「技能」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、ネパール3,065人(47.7%)、インド450人(7.0%)、エストニア399人(6.2%)、ポーランド375人(5.8%)の順となっており、これら4か国で「技能」の在留資格による新規入国者数全体の66.8%を占めている。

ウ 「技能実習1号」(資料編5統計(1)6-1)

平成27年における「技能実習1号」の在留資格による新規入国者数は9万6,987人であり、26年と比べ1万4,471人(17.5%)増加している。

国籍・地域別に見ると、中国が3万8,327人で全体の39.5%を占め、以下、ベトナム3万2,652人(33.7%)、フィリピン9,918人(10.2%)、インドネシア7,289人(7.5%)の順となっており、平成26年と比べ中国は5,644人(12.8%)減少、ベトナムは1万3,163人(67.5%)、フィリピンは2,921人(41.7%)、インドネシアは1,401人(23.8%)増加している(図表8)。

図表8 「技能実習1号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移

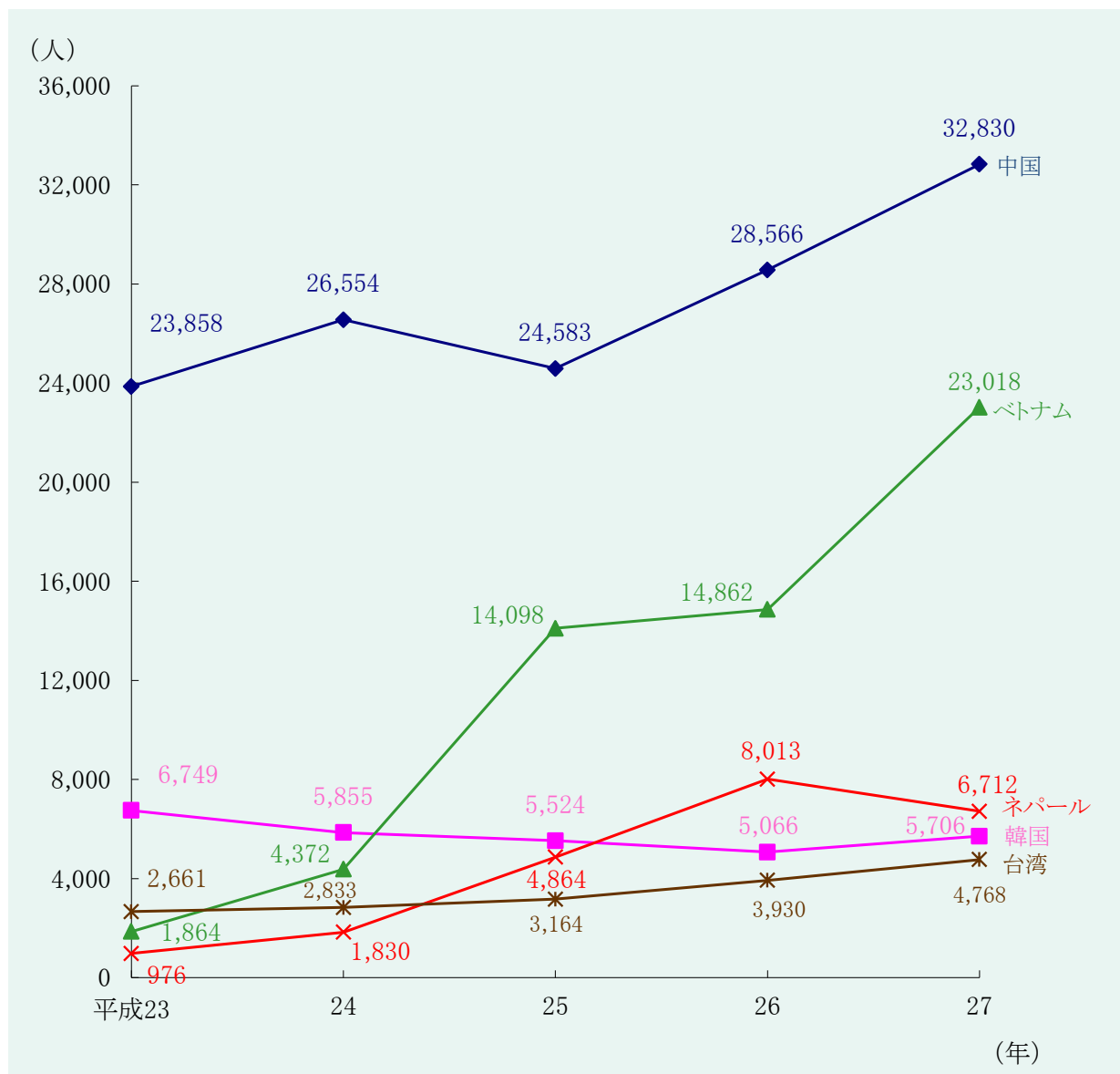


エ 「留学」(資料編5統計(1)8-1)

平成27年における「留学」の在留資格による新規入国者数は、26年と比べ1万7,096人(20.7%)増加の9万9,556人となっており、上位5か国・地域をアジアからの学生が占めている(73.3%)。

国籍・地域別に見ると、中国が3万2,830人で全体の33.0%を占めており、これにベトナム2万3,018人(23.1%)、ネパール6,712人(6.7%)と続いており(図表9)、なかでもミャンマーは平成26年と比べ801人(81.4%)増と大幅に増加している。

図表9 「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移



オ 身分又は地位に基づいて入国する外国人（資料編5統計（1）12－1，13－1）

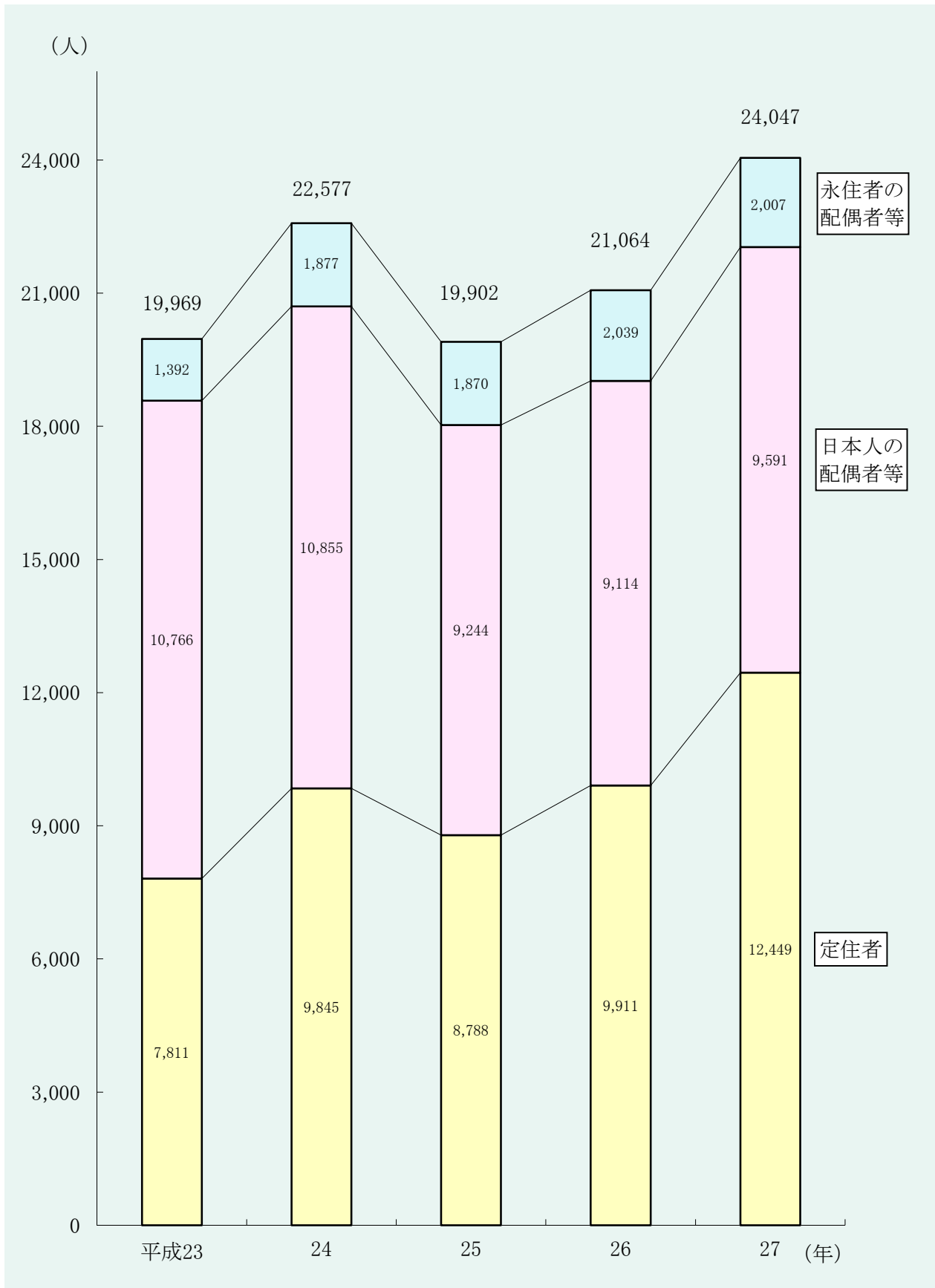
身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある（「永住者」の在留資格は，外国人の入国時点で付与されることはない（入管法第7条第1項第2号）。）。

平成27年における「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は9,591人，「永住者の配偶者等」の在留資格は2,007人となっており，26年と比べ「日本人の配偶者等」は477人（5.2%）増加し，「永住者の配偶者等」は32人（1.6%）減少している。

平成27年における「定住者」の在留資格による新規入国者数は1万2,449人で26年と比べ2,538人（25.6%）増加している（図表10）。

「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，中国が2,456人（25.6%）で最も多く，これにフィリピン2,050人（21.4%），ブラジル1,523人（15.9%）と続いている。また，「定住者」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，ブラジルが5,781人（46.4%）で最も多く，これにフィリピン2,812人（22.6%），中国2,094人（16.8%）と続いている。

図表10 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



② 特例上陸

平成27年における特例上陸の許可を受けた者の数は352万7,959人であり、26年と比べ107万5,840人（43.9%）増と大幅に増加している。

このうち、乗員上陸許可を受けた者の数は243万4,617人、船舶観光上陸許可を受けた者の数は107万1,724人であり、両者を合わせると特例上陸の許可を受けた者全体の99.4%と大部分を占めている。また、寄港地上陸許可を受けた者の数は1万5,944人で、26年と比べ24万1,929人（93.8%）減と大幅に減少した（図表11）。

図表 11 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	平成 23	24	25	26	27
総 数		1,915,705	2,204,644	2,165,112	2,452,119	3,527,959
寄 港 地 上 陸		15,058	136,916	76,378	257,873	15,944
船 舶 観 光 上 陸						1,071,724
通 過 上 陸		2,296	2,862	2,571	3,372	5,150
乗 員 上 陸		1,897,714	2,064,409	2,085,701	2,190,439	2,434,617
緊 急 上 陸		351	370	318	360	434
遭 難 上 陸		286	82	142	74	86
一 時 庇 護 上 陸		(10)	5	2	1	4

(注1) 平成27年1月1日から、船舶観光上陸許可が新設された。

(注2) 平成24年から、一時庇護上陸は特例上陸許可件数として計上することとした。

以下では、特例上陸の許可を種類別に見ることとする。

(1) 寄港地上陸の許可

平成27年における寄港地上陸の許可を受けた者の数は1万5,944人であり、26年と比べ24万1,929人（93.8%）減と大幅に減少している。これは、平成27年1月から船舶観光上陸許可制度を創設し、クルーズ船の乗客に対して同許可を付与することとしたことの影響があったものと考えられる（後記第2部第4章第1節③参照）。

(2) 船舶観光上陸の許可

平成27年1月から船舶観光上陸の許可制度の運用を開始しているところ、同年における船舶観光上陸の許可を受けた者の数は107万1,724人となっている。

(3) 通過上陸の許可

平成27年における通過上陸の許可を受けた者の数は5,150人であり、26年と比べ1,778人（52.7%）増加している。

(4) 乗員上陸の許可

平成27年における乗員上陸の許可を受けた者の数は243万4,617人であり、26年と比べ24万4,178人（11.1%）増加している。

(5) 緊急上陸の許可

平成27年における緊急上陸の許可を受けた者の数は434人であり、26年と比べ74人（20.6%）増加している。

(6) 遭難による上陸の許可

平成27年における遭難による上陸の許可を受けた者の数は86人であり、26年と比べ12人(16.2%)増加している。

(7) 一時庇護のための上陸の許可

平成27年における一時庇護のための上陸の許可を受けた者の数は4人であり、26年と比べ3人増加している。

③ 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は、平成27年では1,750万6,732人となっており、26年と比べ535万7,842人(44.1%)増加している。

このうち、滞在期間15日以内の出国者数は1,667万7,056人で、全体の95.3%と大部分を占め、さらに、3か月以内の出国者数で見ると1,734万524人で、全体の99.1%に及んでいる(図表12)。

図表 12 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

滞 在 期 間 \ 年	平成 23	24	25	26	27
総 数	5,414,994	7,403,884	9,395,836	12,148,890	17,506,732
15 日以内	4,892,797	6,820,277	8,769,160	11,446,502	16,677,056
15 日を超えて 1 月以内	185,550	244,373	282,118	330,820	425,450
1 月を超えて 3 月以内	157,804	189,873	196,285	214,865	238,018
3 月を超えて 6 月以内	25,972	31,638	30,690	34,899	41,322
6 月を超えて 1 年以内	38,686	32,259	35,711	36,569	39,855
1 年を超えて 3 年以内	84,909	57,275	56,498	59,692	63,822
3 年を超える	26,308	26,879	24,374	24,476	20,183
不 詳	2,968	1,310	1,000	1,067	1,026

第2節 上陸審判状況

① 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理

平成27年における口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数）は8,166件であり、26年と比べ599件（7.9%）増加している。

その内訳を見ると、口頭審理に付された外国人の中で最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請（入管法第7条第1項第2号不適合）が疑われる者で、このような事案は平成26年より452件（9.9%）増加し

て5,034件であり、新規受理件数の61.6%を占めている。次いで、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（入管法第7条第1項第1号不適合）疑いがあるとの理由で引き渡された者は2,015件で、平成26年と比べ110件（5.8%）増加し、新規受理件数の24.7%を占めている。さらに、上陸拒否事由に該当する（入管法第7条第1項第4号不適合）疑いがあるとの理由で引き渡された者は1,117件で、平成26年と比べ44件（4.1%）増加し、新規受理件数の13.7%となっている。また、平成19年11月20日から義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ者（入管法第7条第4項該当者）の27年における特別審理官への引渡しは、26年と同様に0人であった（図表13）。



上陸口頭審理風景

図表13 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件 \ 年	平成 23	24	25	26	27
総 数	10,954	8,087	6,675	7,567	8,166
偽変造旅券・査証行使事案等 （7条1項1号不適合）	1,526	1,583	1,466	1,905	2,015
虚偽申請等 （7条1項2号不適合）	8,633	5,473	4,118	4,582	5,034
申請に係る在留期間不適合 （7条1項3号不適合）	5	2	0	7	0
上陸拒否事由該当者 （7条1項4号不適合）	788	1,028	1,091	1,073	1,117
個人識別情報提供をしない者 （7条4項該当者）	2	1	0	0	0

平成27年における口頭審理の処理状況（注）を見ると、口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は1,627件で、26年と比べ628件（27.8%）減少している。

また、口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は3,692件で、平成26年と比べ962件（35.2%）増加している。上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は2,374件で、平成26年と比べ213件（9.9%）増加している（図表14）。

（注） 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移（図表13）の総数と口頭審理の処理状況の推移（図表14）の総数が一致しない部分があるのは、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡された場合、入国審査官から特別審理官に引き渡されてから口頭審理の処理までに年を越えることがあるためである。

図表 14 口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分 \ 年	平成 23	24	25	26	27
総 数	10,993	8,109	6,677	7,567	8,164
上 陸 許 可	2,718	2,179	2,423	2,255	1,627
退 去 命 令	2,155	1,606	2,079	2,730	3,692
異 議 の 申 出	5,733	3,901	1,819	2,161	2,374
上 陸 申 請 取 下 げ	209	318	286	348	391
そ の 他	178	105	70	73	80

(注) 「その他」は、事件を他の地方入国管理官署に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が終止・中止となった数等である。

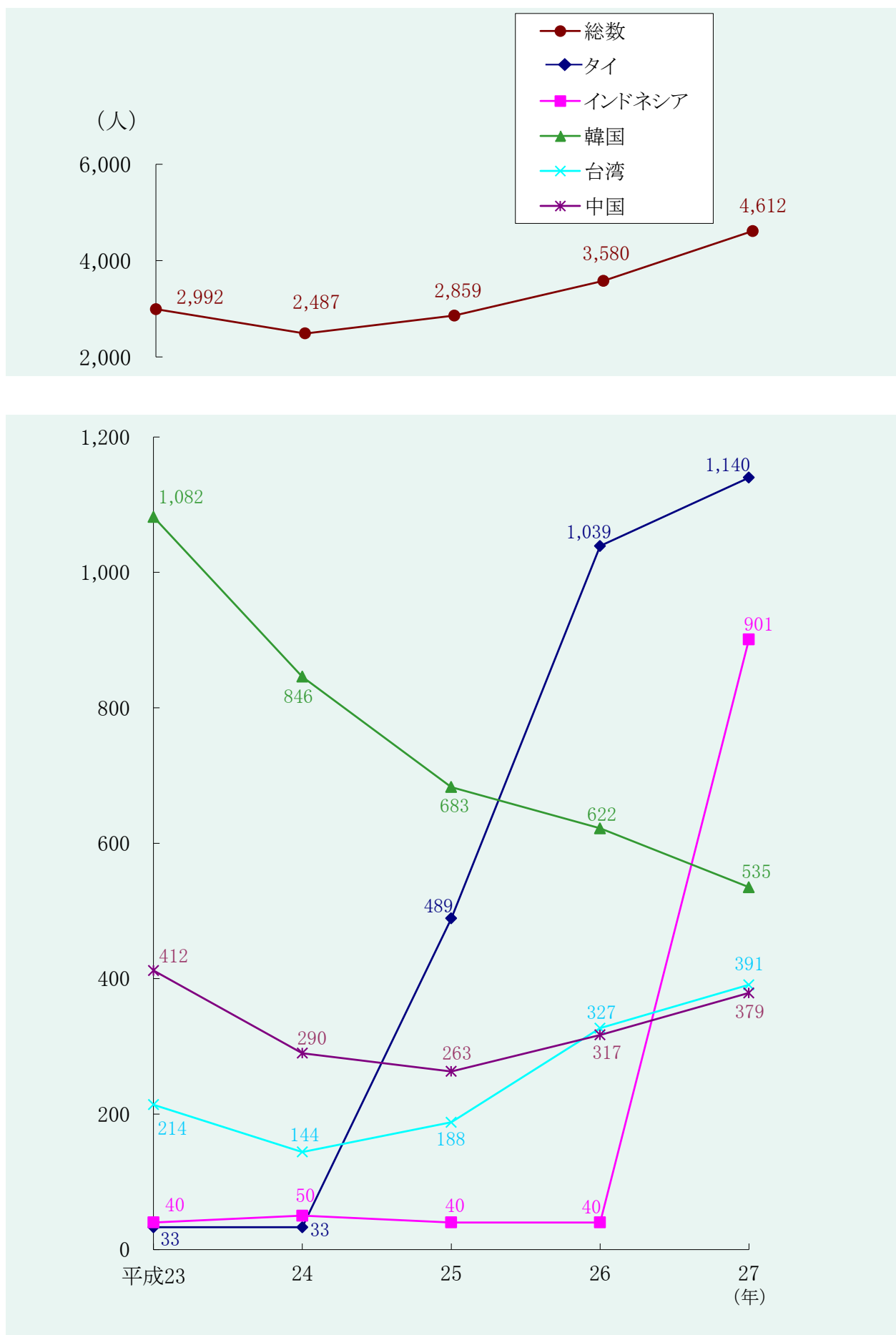
② 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成27年における被上陸拒否者数は4,612件で、26年と比べ1,032件（28.8%）増加している。

被上陸拒否者数を国籍・地域別に見ると、タイ1,140人（24.7%）、インドネシア901人（19.5%）、韓国535人（11.6%）の順となっており、上位3か国で全体の55.9%を占めている（図表15）。このうち、インドネシアが大幅に増加しているのは、平成26年12月1日から査証緩和措置として15日以内の短期滞在について査証を免除したことの影響と思われる。

図表15 主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移



③ 上陸特別許可

法務大臣が平成27年に上陸を特別に許可した件数は1,946件で、26年と比べ200件(11.5%)増加している(図表16)。

図表 16 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

(件)

年 区分			平成 23	24	25	26	27
異 議 申 出 (注)			5,754	3,910	1,871	2,179	2,386
裁 決 結 果	理由あり（上陸許可）		18	22	21	22	15
	理由なし	退 去	303	333	340	366	348
		上 陸 特 別 許 可	5,416	3,440	1,442	1,746	1,946
取 下 げ			8	63	50	33	59
未 済			9	52	18	12	18

(注) 異議申出件数には前年未済の件数を含む。

第3節 入国事前審査状況

① 査証事前協議

査証事前協議の処理件数は、平成27年は6,307件で、26年と比べ1,566件(33.0%)増加している。

② 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、平成27年は38万4,582件で、26年と比べ9万4,463件(32.6%)増と大幅に増加している。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査を合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている(図表17)。

図表 17 入国事前審査処理件数の推移

(件)

区分 \ 年		平成 23	24	25	26	27
査 証 事 前 協 議		4,403	4,910	4,635	4,741	6,307
在 留 資 格 認 定 証 明 書 交 付 申 請		238,270	266,273	282,428	290,119	384,582

(注) 平成23年版及び平成24年版に掲載している本表「査証事前協議」の区分については、以下のとおり誤った数値(件数)が掲載されておりますのでご注意ください。

(正) 平成22年 4,882 平成23年 4,403

(誤) 平成22年 4,615 平成23年 6,325

第2章 外国人の在留の状況

第1節 在留外国人数

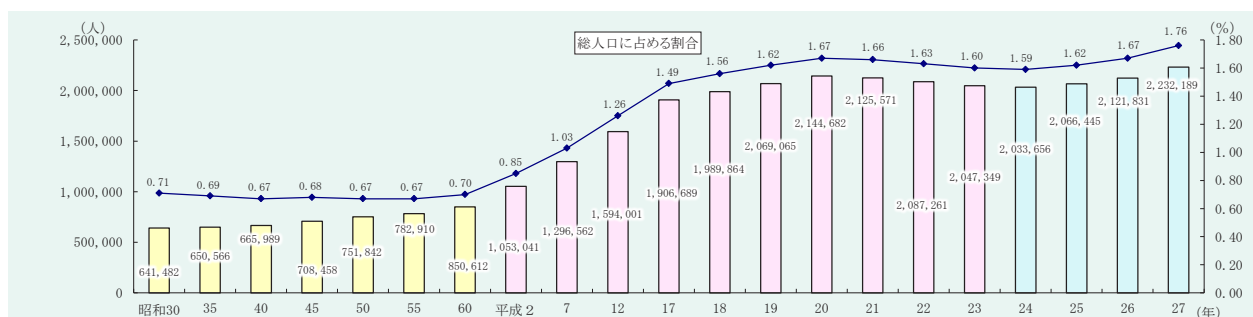
① 在留外国人数

外国人入国者数が外国人の「フロー」に関する統計であるとする、在留外国人数は、ある時点において外国人がどれだけ在留しているかを示す「ストック」に関する統計といえる。

我が国における平成27年末現在の中長期在留者（後記資料編1第4節①参照）数は188万3,563人、特別永住者数は34万8,626人で、これらを合わせた在留外国人数は223万2,189人であり、26年末現在と比べ11万358人（5.2%）増加している。

また、平成27年末現在における在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,711万人に対し1.76%となっており、26年末の1.67%と比べ0.09ポイント高くなっている（図表18）。

図表18 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



（注1） 本数値は、各年12月末現在の統計である。

（注2） 昭和60年末までは、外国人登録者数、平成2年末から23年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、平成24年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数である。

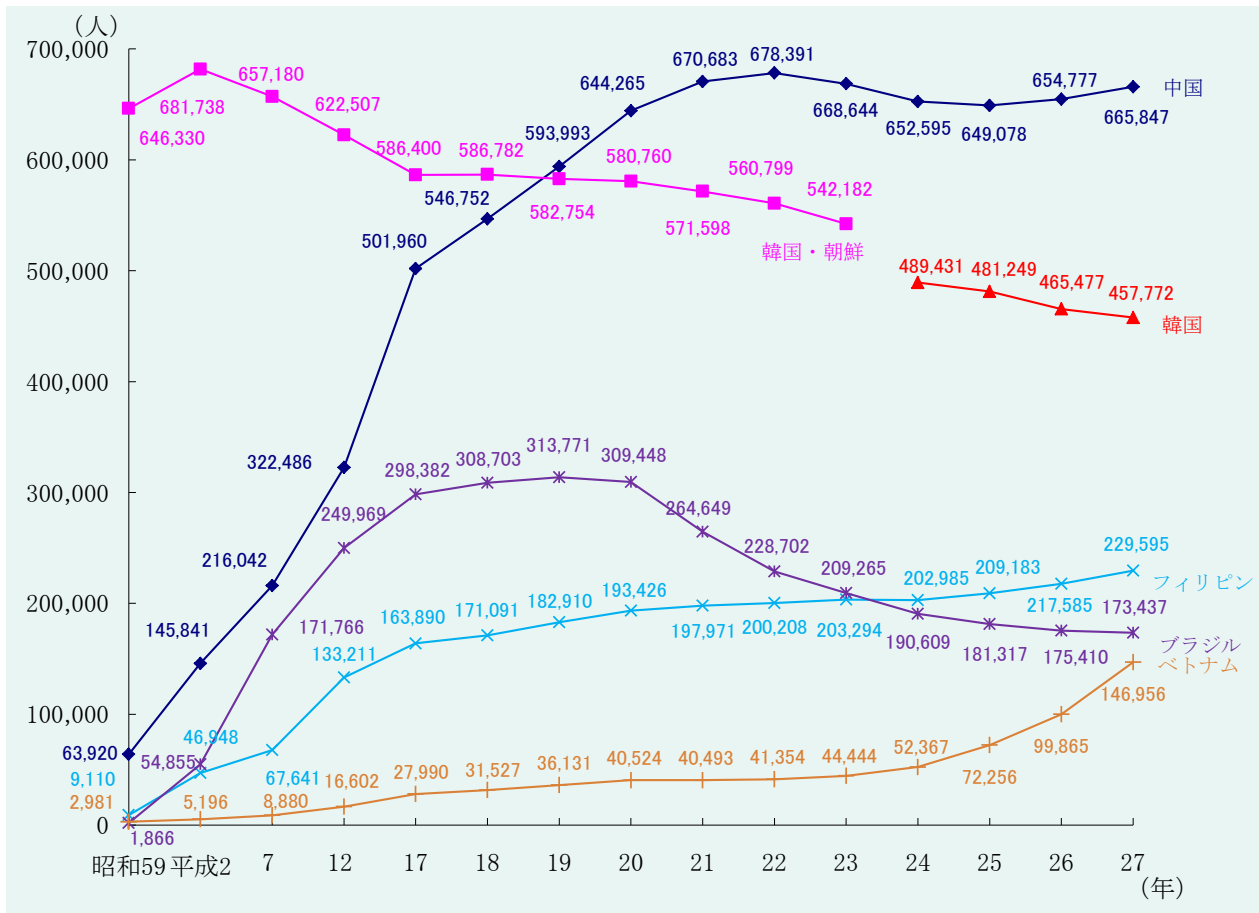
（注3） 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

② 国籍・地域別

平成27年末現在における在留外国人数について国籍・地域別に見ると、中国が66万5,847人で全体の29.8%を占め、以下、韓国45万7,772人（20.5%）、フィリピン22万9,595人（10.3%）、ブラジル17万3,437人（7.8%）、ベトナム14万6,956人（6.6%）の順となっている。

年別の在留外国人数の推移を見ると、中国は増加傾向にあり、平成27年末は26年末と比べ1万1,070人（1.7%）の増加となった。また、韓国は減少傾向にあり、平成27年末は26年末と比べ7,705人（1.7%）の減少となった。このほか、フィリピンは、平成27年末は26年末と比べ1万2,010人（5.5%）の増加、ブラジルは19年末にピークとなって以来減少傾向が続いており、27年末は26年末と比べ1,973人（1.1%）減少、他方、ベトナムは22年以降増加を続けており、27年末は26年末に比べ4万7,091人（47.2%）増と大幅に増加している（図表19）。

図表19 主な国籍・地域別在留外国人数の推移



(注1) 平成23年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格及び特別永住者の数、24年末以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

(注2) 平成23年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、24年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。

(注3) 平成23年末の統計までは、韓国と朝鮮を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、24年末の統計からは、「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

③ 目的(在留資格)別

(1) 「永住者」・「特別永住者」(資料編5統計(1)11)

平成27年末現在の在留外国人数のうち最も多いのは、「永住者」(特別永住者を除く。)で、26年末と比べ2万3,481人(3.5%)増加の70万500人であり、全体の31.4%を占めている(図表20)。

図表 20 在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格		年	平成 23	24	25	26	27
計 (①)			2,047,349	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189
中長期在留者に該当し得る在留資格	教 授		7,859	7,787	7,735	7,565	7,651
	芸 術		461	438	432	409	433
	宗 教		4,106	4,051	4,570	4,528	4,397
	報 道		227	223	219	225	231
	高度専門職1号イ						297
	高度専門職1号ロ						1,144
	高度専門職1号ハ						51
	高度専門職2号						16
	経 営 ・ 管 理		11,778	12,609	13,439	15,184	18,109
	法 律 ・ 会 計 業 務		169	159	149	143	142
	医 療		322	412	534	695	1,015
	研 究		2,103	1,970	1,910	1,841	1,644
	教 育		10,106	10,121	10,076	10,141	10,670
	技術・人文知識・国際業務						137,706
	技 術		42,634	42,273	43,038	45,892	
	人文知識・国際業務		67,854	69,721	72,319	76,902	
	企 業 内 転 勤		14,636	14,867	15,218	15,378	15,465
	興 行		6,265	1,646	1,662	1,967	1,869
	技 能		31,751	33,863	33,425	33,374	37,202
	技能実習1号イ		3,991	4,121	3,683	4,371	4,815
	技能実習1号ロ		57,187	59,160	57,997	73,145	87,070
	技能実習2号イ		2,726	2,869	2,788	2,553	2,684
	技能実習2号ロ		78,090	85,327	90,738	87,557	98,086
	文 化 活 動		2,209	2,320	2,379	2,614	2,582
	留 学		188,605	180,919	193,073	214,525	246,679
	研 修		3,388	1,804	1,501	1,427	1,521
	家 族 滞 在		119,359	120,693	122,155	125,992	133,589
	特 定 活 動		22,751	20,159	22,673	28,001	37,175
	永 住 者		598,440	624,501	655,315	677,019	700,500
	日本人の配偶者等		181,617	162,332	151,156	145,312	140,349
	永住者の配偶者等		21,647	22,946	24,649	27,066	28,939
	定 住 者		177,983	165,001	160,391	159,596	161,532
	特 別 永 住 者		389,085	381,364	373,221	358,409	348,626
中長期在留者に該当し得ない在留資格(②)			31,159				
短 期 滞 在			23,978				
未 取 得 者			3,506				
一 時 庇 護			29				
そ の 他			3,646				
外国人登録者数(①+②)			2,078,508				

(注1) 平成24年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

(注2) 法改正により、平成27年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

「永住者」について平成23年末から27年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、27年末には、23年末の59万8,440人と比べ10万2,060人（17.1%）増加している。

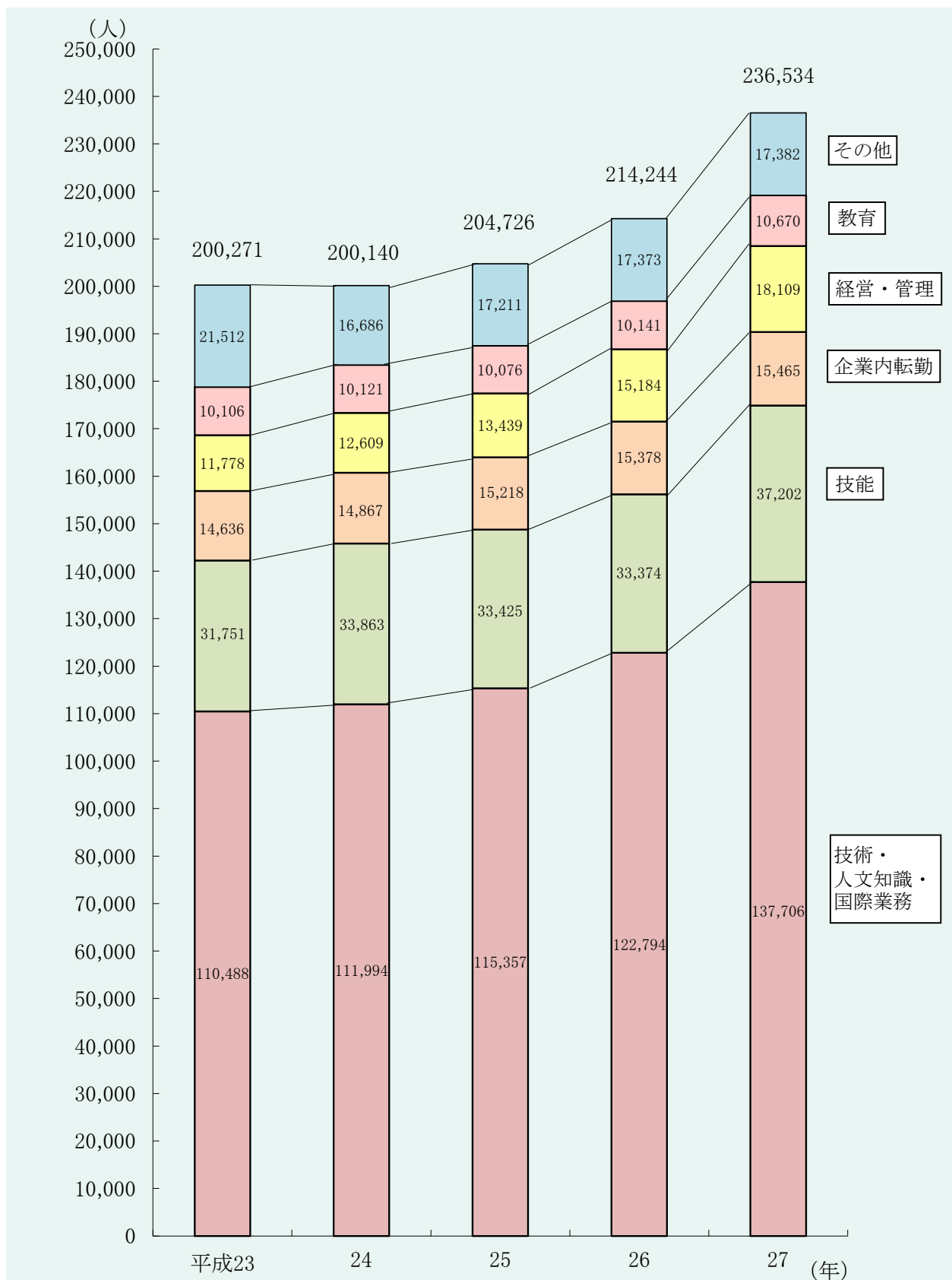
また、「永住者」を国籍・地域別に見ると、平成27年末では、中国が22万5,605人と最も多く、以下、フィリピン、ブラジル、韓国、ペルーの順となっている。

一方、平成18年まで最大構成比を占めていた特別永住者数は、年々減少しており、在留外国人数に占める割合も、それに伴い減少している。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人（いわゆるニューカマー）の増加により、在留外国人全体に占める割合が低下傾向にあり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

（2）専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人（資料編5統計 （1）1－2～5－2）

平成27年末現在の専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第一の一の表及び二の表に掲げる在留資格のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）を持つ中長期在留者数は26年末と比べ2万2,290人（10.4%）増加の23万6,534人（10.6%）で、25年以降増加傾向が続いている（図表21）。

図表21 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移



（注1） 平成23年末までは外国人登録者数、24年末以降は中長期在留者数である。

（注2） 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

（注3） 法改正により、平成27年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

（注4） 平成23年から26年の「技術・人文知識・国際業務」の数値は「技術」と「人文知識・国際業務」の合算である。

一般企業で就労する外国人社員に相当する「技術・人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者数は、平成27年末現在、「技術・人文知識・国際業務」13万7,706人、「企業内転勤」1万5,465人であり、26年末と比べ、それぞれ1万4,912人（12.1%）、87人（0.6%）増加している。

平成27年末現在において、「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の中長期在留者数が専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中長期在留者総数に対して占める割合は、それぞれ58.2%、6.5%となっている。

（3）「技能実習」（資料編5統計（1）6－2, 7）^{（注）}

平成27年末現在における「技能実習1号」の在留資格による中長期在留者数は9万1,885人で、26年末と比べ1万4,369人（18.5%）増加している。これを国籍・地域別に見ると、中国が3万5,490人で全体の38.6%を占めており、以下、ベトナム3万2,399人（35.3%）、フィリピン9,375人（10.2%）、インドネシア6,994人（7.6%）と続いている。

平成27年末現在における「技能実習2号」の在留資格による中長期在留者数は10万770人で、26年末と比べ1万660人（11.8%）増加している。これを国籍・地域別に見ると、中国が5万3,596人で全体の53.2%を占めており、以下、ベトナム2万5,182人（25.0%）、フィリピン8,365人（8.3%）、インドネシア8,313人（8.2%）の順となっている。

（4）「留学」（資料編5統計（1）8－2）

平成27年末現在における「留学」の在留資格による中長期在留者数は、26年末と比べ3万2,154人（15.0%）増の24万6,679人で、在留外国人数全体の11.1%であった。これを国籍・地域別に見ると、中国が10万8,331人で全体の43.9%を占めており、これにベトナムが4万9,809人（20.2%）で続いている。

（5）身分又は地位に基づいて在留する外国人（資料編5統計（1）12－2, 13－2）

平成27年末現在における「日本人の配偶者等」の在留資格による中長期在留者数は14万349人で、在留外国人全体の6.3%を占めている。平成23年末から27年末までの推移を見ると減少傾向が続いており、27年末は26年末と比べ4,963人（3.4%）減少している。

これを国籍・地域別に見ると、中国が3万4,010人で全体の24.2%を占めており、次いでフィリピン2万7,701人（19.7%）、ブラジル1万4,995人（10.7%）の順となっており、これら3か国の平成23年末から27年末までの推移を見ると毎年減少傾向が続いている。

平成27年末現在における「定住者」の在留資格による中長期在留者数は16万1,532人で在留外国人全体の7.2%を占めており、23年末から26年末までは減少傾向にあったが、27年末は26年末と比べ1,936人（1.2%）増加している。

これを国籍・地域別に見ると、フィリピンが4万5,680人（28.3%）を占めており、これにブラジル4万4,827人（27.8%）、中国2万6,626人（16.5%）が続いている。

（注） 「技能実習1号」は「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」を、また、「技能実習2号」は「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」をそれぞれ合算した数である。

第2節 在留審査の状況

在留審査業務関係諸申請の許可総数は、平成27年は、26年と比べ8万6,244件（9.9％）増加し、95万4,004件となった（図表22）。

図表 22 在留審査業務許可件数の推移

(件)

区分 \ 年	平成 23	24	25	26	27
総 数	1,358,896	999,184	834,024	867,760	954,004
在 留 資 格 変 更	132,834	124,192	135,289	142,700	159,235
在 留 期 間 更 新	377,645	407,570	426,016	443,703	487,440
永 住	41,327	42,029	45,066	35,697	39,820
特 別 永 住	102	147	113	103	98
在 留 資 格 取 得	6,528	8,235	8,724	9,866	9,862
再 入 国	664,010	270,091	54,182	48,225	37,835
資 格 外 活 動	136,450	146,920	164,634	187,466	219,714

（注1） 「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

（注2） 「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可件数を示したものである。

（注3） 「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。



在留審査窓口風景

① 在留資格の変更許可

平成27年に在留資格変更許可を受けた外国人は15万9,235人で、26年と比べ1万6,535人(11.6%)増加している。

(1) 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、「留学」の在留資格により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き在留を希望する者も少なくない。

平成27年に就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人は1万5,657人で、26年と比べ2,699人(20.8%)増加している。平成15年以降一貫して増加傾向にあったところ、世界的な不況の影響を受け、20年をピークに減少に転じたが、その後、順調に回復し、27年には過去最高を更新している。

在留資格別に見ると、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可を受けた外国人が1万3,791人(88.1%)で最も多く、平成26年の「技術」及び「人文知識・国際業務」を合算した数と比べ2,285人(19.9%)増加している(図表23)(注)。

図表 23 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

在留資格 \ 年	平成 23	24	25	26	27
総 数	8,586	10,969	11,647	12,958	15,657
技 術・人 文 知 識・国 際 業 務					13,791
人 文 知 識・国 際 業 務	6,006	7,565	7,962	8,758	
技 術	1,670	2,227	2,428	2,748	
教 授	419	588	634	704	684
経 営 ・ 管 理	291	356	321	383	682
研 究	78	119	107	124	102
医 療	34	29	90	114	234
教 育	46	41	51	59	73
宗 教	12	9	16	8	20
芸 術	5	3	4	6	18
技 能	11	4	4	5	7
公 用	10	10	1	5	3
そ の 他	4	18	29	44	43

国籍・地域別に見ると、中国が9,847人と全体の62.9%を占め、次いで韓国1,288人(8.2%)、ベトナム1,153人(7.4%)の順となっている(図表24)。

(注) 法改正により、平成27年4月1日以降、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

図表 24 国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

国籍・地域		年	平成 23	24	25	26	27
総	数		8,586	10,969	11,647	12,958	15,657
中	国		5,344	7,032	7,637	8,347	9,847
韓	国		1,209	1,417	1,227	1,234	1,288
ベ	ト	ナ	242	302	424	611	1,153
台		湾	302	352	360	514	649
ネ	パ	ー	149	224	293	278	503
タ		イ	109	170	167	171	200
米		国	107	130	131	164	147
マ	レ	ー	71	116	124	161	176
ミ	ャ	ン	89	106	122	129	160
イ	ン	ド	84	107	111	124	147
そ	の	他	880	1,013	1,051	1,225	1,387

(注) 表中「中国」には台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（２）「技能実習２号」への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は，外国人が，雇用関係の下で技能等を修得することができるようにし，技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成５年に創設された制度である。平成22年７月１日から現行の技能実習制度の運用が開始され，「技能実習１号」により修得した技能等に更に習熟するため，既に修得した技能等を要する業務に従事する場合には，「技能実習２号」への在留資格変更許可が必要とされている。

「技能実習２号」の対象となる技能等については，公的に評価ができ，かつ，技能実習生送出し国のニーズにも合致するものが対象となる。具体的には，平成28年４月１日現在で，国家試験である技能検定基礎１級及び基礎２級の評価制度が整備されている型枠施工，機械加工等54職種及び国家試験ではないが厚生労働省職業能力開発局長が認定した公的な評価システムが整備されている溶接，紡績運転等20職種の合計74職種となっている。

平成27年中の「技能実習２号」への移行者数は26年と比べ1万2,273人（24.8％）増加し，6万1,809人となっており，５年に技能実習制度が創設されてから27年末までの「技能実習」への移行者数の累計は68万人を超えている。

平成27年に「技能実習２号」への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると，中国3万1,055人（50.2％），ベトナム1万6,968人（27.5％），フィリピン5,216人（8.4％），インドネシア4,997人（8.1％），タイ1,741人（2.8％）の順となっており，職種別では，婦人子供服製造，耕種農業，溶接の順になっている（図表25，26）。

図表 25 国籍・地域別「技能実習2号」への移行者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総 数		45,013	48,752	48,792	49,536	61,809
中 国		35,209	36,448	35,463	31,822	31,055
ベ ト ナ ム		3,658	5,520	5,861	8,664	16,968
フ ィ リ ピ ン		2,464	2,550	2,937	3,380	5,216
イ ン ド ネ シ ア		2,496	2,689	2,979	3,440	4,997
タ イ		794	913	925	1,411	1,741
そ の 他		392	632	627	819	1,832

(注) 表中「中国」には台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

図表 26 職種別「技能実習2号」への移行者数の推移

(人)

職種	年	平成 23	24	25	26	27
総 数		45,013	48,752	48,792	49,536	61,809
婦 人 子 供 服 製 造		7,840	8,095	8,141	7,349	7,292
耕 種 農 業		4,043	4,998	5,510	5,537	6,325
溶 接		3,568	4,053	3,824	3,951	6,224
プ ラ ス チ ッ ク 成 形		3,661	3,255	3,135	3,330	4,073
機 械 加 工		2,136	2,526	2,245	2,310	2,929
非加熱性水産加工食品製造		2,253	2,271	2,540	2,406	2,792
金 属 プ レ ス 加 工		1,719	1,928	1,759	1,685	2,140
加熱性水産加工食品製造		1,553	1,650	1,840	1,862	2,122
と び		614	866	994	1,274	2,073
電 子 機 器 組 立 て		2,272	2,310	1,884	1,294	2,056
塗 装		1,320	1,379	1,297	1,357	1,808
鉄 筋 施 工		470	812	856	1,128	1,640
畜 産 農 業		979	1,143	1,231	1,268	1,460
型 枠 施 工		392	532	739	886	1,451
食 鳥 処 理 加 工		575	680	786	720	1,038
そ の 他		11,618	12,254	12,011	13,179	16,386

② 在留期間の更新許可

平成27年中に在留期間更新許可を受けた外国人は48万7,440人で、26年と比べ4万3,737人(9.9%)増加している。

③ 永住許可

平成27年中に永住許可を受けた外国人は3万9,726人で、19年に過去最高の6万509人となって以降、増減を繰り返しており、27年は26年と比べ4,029人(11.3%)増加している(図表27)。

図表 27 国籍・地域別永住許可件数の推移

(件)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総 数		41,327	42,029	45,066	35,697	39,726
中 国		16,436	17,471	19,799	15,670	16,635
フ ィ リ ピ ン		7,210	7,373	6,385	4,769	5,455
ブ ラ ジ ル		5,172	4,867	4,572	4,030	4,822
韓 国 ・ 朝 鮮		3,221	2,902	3,378	2,697	
韓 国						2,978
ペ ル ー		1,335	1,116	1,158	779	972
そ の 他		7,953	8,300	9,774	7,752	8,864

(注1) 平成23年までの「中国」は台湾、中国(香港)、中国(その他)を含む数である。

(注2) 平成24年以降の「中国」は中国(香港)、中国(その他)を含む数である。

(注3) 平成27年からは「韓国」と「朝鮮」を分けて公表している。

④ 在留資格の取得許可

平成27年に在留資格取得許可を受けた外国人は9,862人で、26年と比べ4人減少している。

⑤ 再入国許可

平成27年に再入国許可を受けた外国人は3万7,835人で、26年と比べ1万390人(21.5%)減少している。

再入国許可を受けた外国人は、平成23年をピークに減少しているが、これは、24年7月に施行された改正入管法において「みなし再入国許可制度」が導入されたことにより、有効な旅券及び在留カード等を所持する外国人は、出国する際に、出国後1年以内(特別永住者は2年以内)に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなったことによる。

なお、平成27年に再入国許可により我が国を出国した外国人は196万6,888人であったところ、そのうち、みなし再入国許可により出国した者は183万2,258人となっており、全体の93.2%を占めている。

⑥ 資格外活動の許可

平成27年に資格外活動許可を受けた外国人は21万9,714人で、26年と比べ3万2,248人(17.2%)増加している。

第3節 在留カード・特別永住者証明書の交付件数

① 在留カード

平成27年における在留カードの交付件数は111万1,708件であった。これを項目別に見ると、上陸・在留資格関係許可によるものが95万5,791件であり、全体の86.0%を占めており、以下、切替交付申請によるものが8万5,114件（7.7%）、再交付申請によるものが3万5,328件（3.2%）、有効期間更新によるものが3万561件（2.7%）の順となっている。

また、地方入国管理局管内別に見ると、東京局が63万6,553件であり、全体の57.3%を占めており、以下、名古屋局18万8,478件（17.0%）、大阪局14万7,073件（13.2%）、福岡局5万9,261件（5.3%）の順となっている（図表28）。

図表 28 在留カード交付件数（平成 27 年）

（件）

地方入国 管理局管内	総 数	上陸・在留 資格関係許可	住居地以外 の記載事項 変更届出	有効期間 更新	再交付申請	切替交付 申請	新規交付 申請
総 数	1,111,708	955,791	4,520	30,561	35,328	85,114	394
札幌	12,404	10,852	14	165	249	1,124	-
仙台	18,079	14,704	120	242	478	2,515	20
東京	636,553	554,576	2,379	14,795	21,109	43,374	320
名古屋	188,478	157,531	1,256	3,786	5,764	20,129	12
大阪	147,073	122,699	360	9,247	4,665	10,084	18
広島	36,019	31,602	202	406	885	2,912	12
高松	13,841	12,259	53	186	289	1,051	3
福岡	59,261	51,568	136	1,734	1,889	3,925	9

② 特別永住者証明書

平成27年における特別永住者証明書の交付件数は9万8,493件であった。これを項目別に見ると、切替交付申請によるものが4万9,526件であり、全体の50.3%を占めており、以下、有効期間更新によるものが4万2,157件（42.8%）、再交付申請によるものが4,570件（4.6%）、住居地以外の記載事項変更届出によるものが1,191件（1.2%）の順となっている（図表29）。

図表 29 特別永住者証明書交付件数（平成 27 年）

（件）

特別永住 許可 （第4条）	特別永住 許可 （第5条）	住居地以外 の記載事項 変更届出	有効期間 更新	再交付申請	切替交付 申請	新規交付 申請	事前交付 申請	総 数
818	98	1,191	42,157	4,570	49,526	123	10	98,493

第3章 技能実習制度の実施状況

第1節 制度の概要

研修・技能実習制度は、我が国で培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とする制度であるが、近年、一部の受入れ機関において、制度の趣旨を十分に理解せず、研修生や技能実習生を低賃金労働者として扱うなど、不適正な受入れが行われている事案が増加し、また、傘下の企業に対する指導・監督が不十分な受入れ団体の存在や研修生をあっせんして不当な利益を得るブローカーの存在も指摘されていた。

このような状況に対処するため、平成22年7月に現行の技能実習制度の運用が開始され、実務を伴う研修を行う場合、原則として雇用契約に基づき技能等修得活動を行うことを義務付け、当該活動を行う期間中の技能実習生が労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令上の保護を受けられるように措置するとともに、団体監理型の受入れにおいて、従来、1年目の研修についてのみ団体が監理を行っていたところを、2年目以降の技能実習についても団体の責任と監理の下で行うこととした。

現行制度では、専門的な知識を有する者による技能実習生の法的保護に必要な情報に係る講習の実施を義務付け、さらに、監理団体の指導・監理・支援体制を強化するため、監理団体の要件として、①監理団体の職員等が、1か月に1回以上、実習実施機関に赴き技能実習の実施状況を確認・指導すること、②監理団体の役員が、3か月に1回以上、監査を実施し、その結果を地方入国管理局へ報告すること、③相談員の設置などにより監理団体が技能実習生からの相談に対応する措置を講じていること、などを規定している。

また、平成24年11月1日に、上陸基準省令等を改正し、技能実習生の保護の強化及び適正な技能実習制度の運用を図った。具体的には、①技能実習の適正な実施を妨げる不正行為を行った実習実施機関等に対する新たな技能実習生の受入れを認めない期間の始期を明確化、②監理団体等について過去5年間に虚偽申請に関与していた場合に受入れを認めないとする、③実習実施機関や監理団体が不正行為を行った場合は直ちに地方入国管理局等に対し不正行為事実を報告することを要件とすること等の改正を行ったものである。

さらに、平成25年12月に、同年4月の行政評価・監視結果報告書による指摘を受けて、監理団体による監査の適正化を図るため、監査の視点、手順、方法等をより具体的に示すとともに、監査が適切に行われなかった場合に適用される不正行為について具体化・明確化を図ることとし、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を改訂した。

第2節 不適正な事案への対処

入国管理局では、研修・技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対しては、「不正行為」の通知を行い、法務省令の規定等に基づいて、不正行為の類型に応じ、当該機関が研修生・技能実習生を受け入れることを、5年間、3年間又は1年間認めないこととしている。平成27年中に「不正行為」を通知した機関は273機関であった。

これを受入れ形態別に見ると、企業単独型が3機関（1.1%）、団体監理型が270機関（98.9%）であり、団体監理型での受入れについて、受入れ機関別では、監理団体が32機関（11.9%）、実習実施機関が238機関（88.1%）となっている（図表30）。

図表 30 受入れ形態別「不正行為」機関数の推移

(機関)

受入れ形態		平成 23	24	25	26	27
企業単独型		2	0	0	0	3
団体 監理型	監理団体 (第一次受入れ機関)	14	9	20	23	32
	実習実施機関 (第二次受入れ機関)	168	188	210	218	238
計		184	197	230	241	273

「不正行為」の類型別では、「賃金等の不払」、「偽変造文書等の行使・提供」、「技能実習計画との齟齬」の順に多く、この3類型で全体の64.6%を占めている（図表31）。

このように、研修・技能実習については、不適正な行為に及ぶ機関もいまだ相当数存在していることから、より適正な制度の運用に資するよう、引き続き現行制度導入後の状況把握に努めることとしており、関係機関との連携を密にし、実習実施機関などに対する実態調査を積極的に行い、必要に応じて改善を求めていくこととしている。

図表 31 類型別「不正行為」件数（平成 27 年）

(件)

類型	企業単独型 (3 機関)	団体監理型		計 (273 機関)
		監理団体 (32 機関)	実習実施機関 (238 機関)	
暴行・脅迫・監禁	0	0	2	2
旅券・在留カードの取上げ	0	3	6	9
賃金等の不払	2	6	130	138
人権を著しく侵害する行為	0	2	7	9
偽変造文書等の行使・提供	0	26	36	62
保証金の徴収等	0	2	2	4
講習期間中の業務への従事	0	1	7	8
二重契約	0	0	1	1
技能実習計画との齟齬	0	6	33	39
名義貸し	0	1	32	33
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0		0	0
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・ 「監査、相談体制構築等の不履行」		5		5
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	1	0	23	24
労働関係法令違反	1	1	33	35
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	0	1	1
日誌等の作成等不履行	0	0	0	0
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業	0	0	0	0
計	4	53	313	370

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているので、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。

技能実習生の失踪者は年々増加しており、平成23年に1,534人であったものが、27年には5,803人と急増している。失踪の動機については、これまでの調査において、多くの者について、技能実習意欲が低く、より高い賃金を求めて失踪したことが判明しているところ、失踪を多く発生させている送出し機関や監理団体等からの技能実習生受入れに係る申請について、厳格に審査するなどして対応している（図表32）。

図表 32 国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総 数		1,534	2,005	3,566	4,847	5,803
中 国		909	1,177	2,313	3,065	3,116
ベ ト ナ ム		338	496	828	1,022	1,705
ミ ャ ン マ ー			7	7	107	336
イ ン ド ネ シ ア		107	124	114	276	252
ネ パ ー ル		9	25	84	149	102
そ の 他		171	176	220	228	292

（注1） 表中「中国」には台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（注2） 「ミャンマー」は平成24年から集計を始めたもの。平成23年の「ミャンマー」は「その他」に含まれる。

（注3） 平成23年は在留資格「技能実習」及び「特定活動（技能実習）」の合計数。

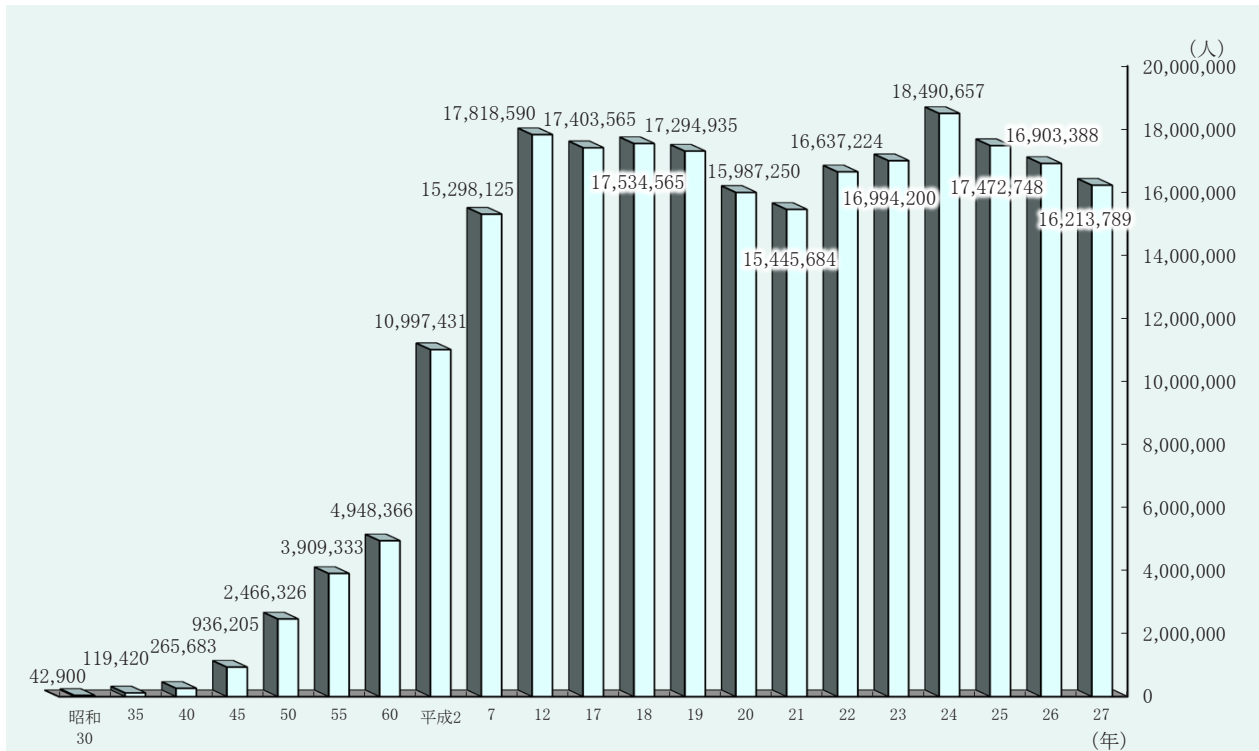
第4章 日本人の出帰国の状況

第1節 出国者

① 総数

平成27年における日本人出国者数は1,621万3,789人と、26年と比べ68万9,599人（4.1%）減少している（図表33）。

図表33 日本人出国者数の推移



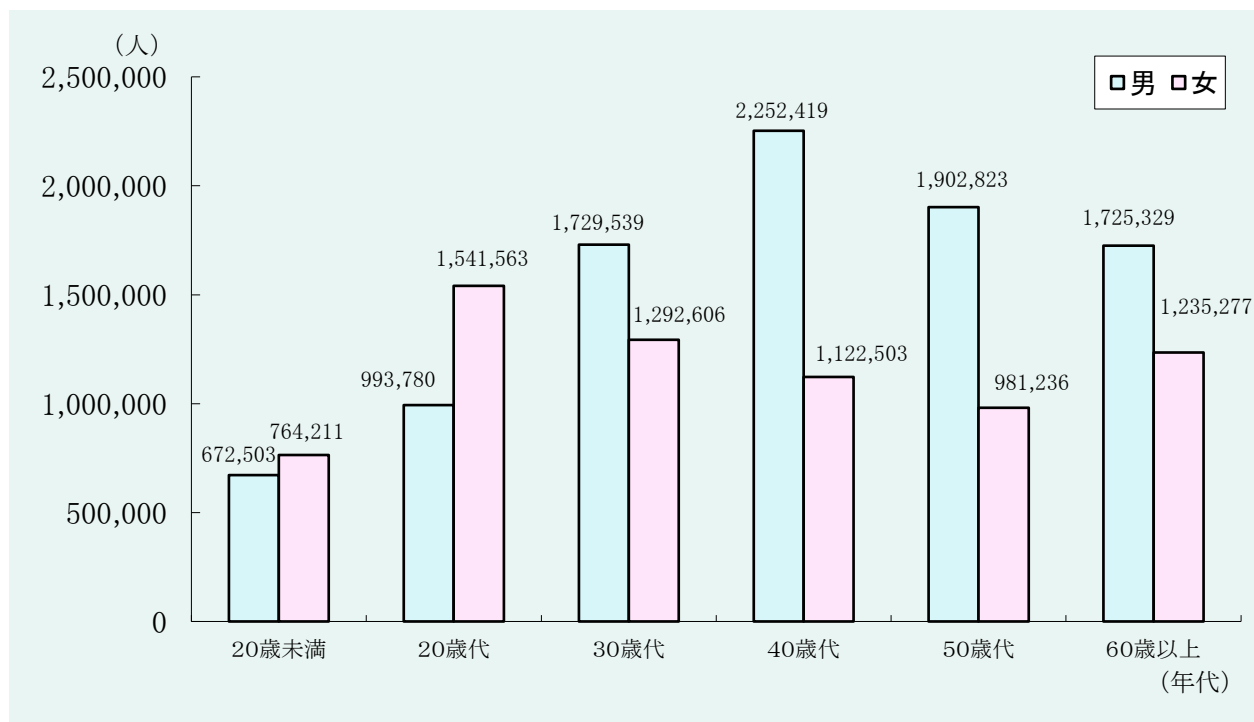
② 男女別・年齢別

平成27年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が927万6,393人、女性が693万7,396人で、男性が全体の57.2%、女性が42.8%となっている。この男女比率は平成13年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性のそれを上回っている。

年齢別に見ると、40歳代が337万4,922人で出国者数全体の20.8%を占めており、以下、30歳代302万2,145人（18.6%）、60歳以上296万606人（18.3%）、50歳代288万4,059人（17.8%）、20歳代253万5,343人（15.6%）の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20歳未満の年代及び20歳代は女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代は女性の占める比率が60.8%と極めて高くなっているが、これら以外の年代は、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている（図表34）。

図表34 男女別・年齢別日本人出国者数（平成27年）



③ 空港・海港別

平成27年における日本人出国者数について、出国した空海港別に見ると、空港を利用した出国者数は1,608万1,392人で全体の99.2%を占めている。外国人の入国者（空港利用者が97.1%）に比べ、更に空港利用者の割合が高くなっている。

平成27年中に空港を利用した出国者のうち、成田空港の利用者数が650万9,232人で空港からの出国者数全体の40.5%、羽田空港の利用者数が382万8,254人で23.8%、関西空港の利用者が302万8,657人で18.8%を占めており、空港からの出国者数全体の83.1%がこれら3空港を利用している。

一方、平成27年中に海港を利用した出国者のうち、韓国との間で定期客船が就航している博多港利用者数が6万1,210人で海港からの出国者数全体の46.2%を占めており、以下、横浜港が1万4,936人（11.3%）、下関港が9,597人（7.2%）と続いており、海港からの出国者数全体の64.8%がこの3海港を利用している。また、これら3海港以外では、神戸港6,403人（4.8%）、那覇港6,206人（4.7%）の順となっている。

第 2 節 帰国者



空港上陸審査風景

平成27年における日本人帰国者数は1,625万8,889人であり，これを出国後の国外滞在期間別に見ると，出国後 1 か月以内に帰国した人数が1,464万8,559人で全体の90.1%を占めており，このうち10日以内に帰国した人数は1,315万9,974人で，出国後 1 か月以内に帰国した日本人の89.8%を占めている。

これは，日本人海外渡航者の多くが観光，ビジネス目的という比較的短期間の用務で出国し，速やかに帰国しているためと考えられる。この傾向は近年続いており，大きな変化は認められない（図表35）。

図表 35 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

年		平成 23	24	25	26	27
滞在期間	総 数	16,921,103	18,408,185	17,421,997	16,915,797	16,258,889
	5 日 以 内	10,039,111	10,916,364	9,898,557	9,499,435	9,126,508
	5 日 を 超 え て 10 日 以 内	4,055,123	4,448,480	4,422,482	4,299,701	4,033,466
	10 日 を 超 え て 20 日 以 内	1,054,248	1,129,239	1,130,386	1,119,965	1,086,094
	20 日 を 超 え て 1 月 以 内	388,970	404,327	408,455	417,716	402,491
	1 月 を 超 え て 3 月 以 内	588,327	639,672	658,643	655,267	670,011
	3 月 を 超 え て 6 月 以 内	323,218	357,644	376,109	386,518	387,233
	6 月 を 超 え て 1 年 以 内	256,264	270,945	291,269	301,338	305,442
	1 年 を 超 え て 3 年 以 内	119,588	137,043	134,050	133,068	135,515
	3 年 を 超 え る	8,281	11,045	12,966	13,203	13,161
	不 詳	87,973	93,426	89,080	89,586	98,968

第5章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節 不法残留者の状況



違反調査風景

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成28年1月1日現在の不法残留者（許可された在留期間を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は6万2,818人である。平成27年1月1日現在の6万7人と比べ2,811人（4.7%）増加し、2年連続で増加した。

これは、継続的な不法滞在者の摘発を実施し、これまで不法残留者数を大幅に減少させてきたものの、近時その小口化・分散化が進み、大規模な摘発が困難になり、退去強制手続を執った外国人の数の減少傾向が続いているためであると考えられる。その一方で、近年、政府を挙げて観光立国推進を掲げているところ、平成25年7月1日からASEAN諸国等への査証免除及び査証発給要件緩和措置を実施した結果、同年以降の外国人入国者数は、大幅に増加し、不法残留者数の増加に少なからず影響しているものと考えられる。

① 国籍・地域別

不法残留者数が過去最高であった平成5年5月1日現在の不法残留者の国籍・地域は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっているところ、28年1月1日現在は、韓国が1万3,412人（21.4%）で最も多く、以下、中国8,741人（13.9%）、タイ5,959人（9.5%）、フィリピン5,240人（8.3%）、ベトナム3,809人（6.1%）の順となっている。

平成5年5月1日以降の推移を見ると、韓国については、「短期滞在」の在留資格に係る活動を行おうとする者に対し、査証免除措置が実施されたことにより、新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず、11年1月1日以降一貫して減少傾向にある。一方、タイは平成5年5月1日以降一貫して減少を続けていたが、25年7月からの査証発給の緩和措置等により、「短期滞在」における新規入国者数が大幅に増加したことが影響し、27年1月1日と比べ、682人（12.9%）増加の5,959人となっており、2年続けて増加している。また、ベトナムについても、平成27年1月1日と比べ、1,356人（55.3%）増加の3,809人となっており、4年続けて増加している（図表36、37）。

図表 36 国籍・地域別不法残留者数の推移

(人)

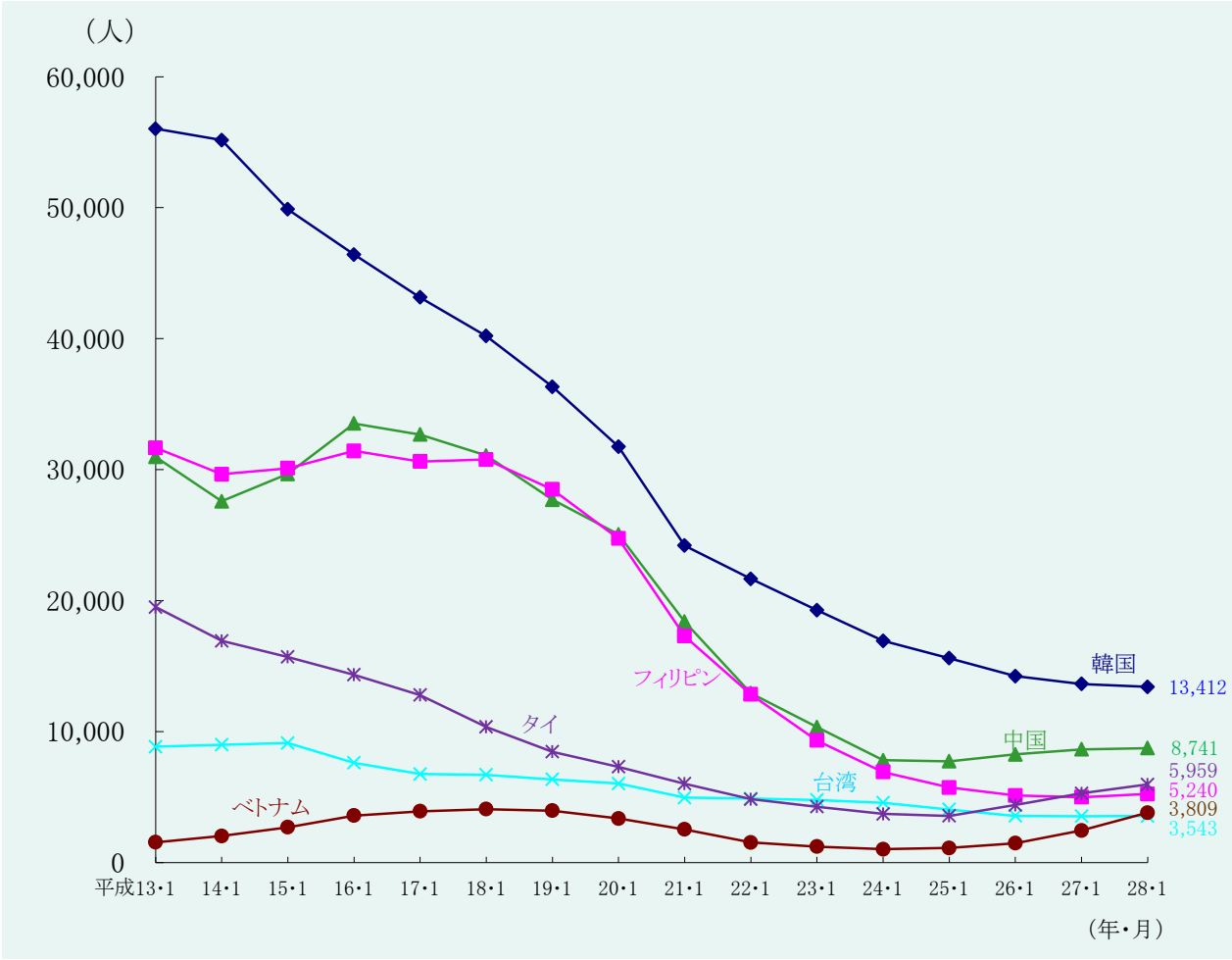
年月日 国籍・地域	平成5年 5月1日	6年 5月1日	7年 5月1日	8年 5月1日	9年 1月1日	10年 1月1日	11年 1月1日	12年 1月1日	13年 1月1日	14年 1月1日	15年 1月1日	16年 1月1日
総 数	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418
韓 国	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425
中 国	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522
タ イ	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334
フィリピン	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428
ベ ト ナ ム	852	869	453	448	231	731	880	1,092	1,550	2,021	2,697	3,582
台 湾	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611
インドネシア	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246
マレーシア	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476
シンガポール	1,914	2,342	2,600	2,850	2,946	3,027	3,084	3,178	3,302	3,494	3,556	3,216
ブ ラ ジ ル	2,210	2,603	3,104	3,763	5,026	4,334	3,288	3,266	3,578	3,697	3,865	4,728
そ の 他	88,862	85,961	83,245	79,934	78,483	75,088	71,578	66,799	61,712	60,055	59,977	58,850

(人)

年月日 国籍・地域	17年 1月1日	18年 1月1日	19年 1月1日	20年 1月1日	21年 1月1日	22年 1月1日	23年 1月1日	24年 1月1日	25年 1月1日	26年 1月1日	27年 1月1日	28年 1月1日
総 数	207,299	193,745	170,839	149,785	113,072	91,778	78,488	67,065	62,009	59,061	60,007	62,818
韓 国	43,151	40,203	36,321	31,758	24,198	21,660	19,271	16,927	15,607	14,233	13,634	13,412
中 国	32,683	31,074	27,698	25,057	18,385	12,933	10,337	7,807	7,730	8,257	8,647	8,741
タ イ	12,787	10,352	8,460	7,314	6,023	4,836	4,264	3,714	3,558	4,391	5,277	5,959
フィリピン	30,619	30,777	28,491	24,741	17,287	12,842	9,329	6,908	5,722	5,117	4,991	5,240
ベ ト ナ ム	3,916	4,071	3,959	3,362	2,527	1,531	1,221	1,014	1,110	1,471	2,453	3,809
台 湾	6,760	6,696	6,347	6,031	4,950	4,889	4,774	4,571	4,047	3,557	3,532	3,543
インドネシア	7,169	6,926	6,354	5,096	3,126	1,820	1,265	1,037	1,073	1,097	1,258	2,228
マレーシア	7,431	6,822	6,397	4,804	2,986	2,661	2,442	2,237	2,192	1,819	1,788	1,763
シンガポール	3,075	3,587	2,241	2,207	2,128	2,107	1,789	1,586	1,304	1,079	1,066	1,055
ブ ラ ジ ル	4,905	2,762	2,286	2,297	1,939	1,645	1,536	1,290	1,075	1,013	988	983
そ の 他	54,803	50,475	42,285	37,118	29,523	24,854	22,260	19,974	18,591	17,027	16,373	16,085

(注) 「中国」には、中国（香港）及び中国（その他）を含まない。

図表37 主な国籍・地域別不法残留者数の推移



② 在留資格別

平成28年1月1日現在の不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、27年に引き続き「短期滞在」が4万2,478人で最も多く、全体の67.6%を占めている。以下、「日本人の配偶者等」3,433人（5.5%）,「留学」3,422人（5.4%）,「技能実習2号口」3,413人（5.4%）,「技能実習1号口」2,439人（3.9%）となっており、前年と比べ、「短期滞在」が1,388人（3.4%）,「留学」が616人（22.0%）,「技能実習2号口」が582人（20.6%）,「技能実習1号口」が640人（35.6%）増加したのに対し、「日本人の配偶者等」が276人（7.4%）減少している（図表38）。

図表38 在留資格別不法残留者数の推移

		(人)					
在留資格	年月日	平成23年 1月1日	24年 1月1日	25年 1月1日	26年 1月1日	27年 1月1日	28年 1月1日
	数	78,488	67,065	62,009	59,061	60,007	62,818
短期滞在		54,220	46,845	43,943	41,403	41,090	42,478
日本人の配偶者等		5,843	5,060	4,291	3,719	3,709	3,433
留学		4,322	3,187	2,847	2,777	2,806	3,422
技能実習2号口		3	412	943	1,699	2,831	3,413
技能実習1号口		-	213	645	1,089	1,799	2,439
その他		14,100	11,348	9,340	8,374	7,772	7,633

（注）「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」（平成22年7月1日施行前の入管法上の在留資格）だった者の数も含まれる。

第2節 退去強制手続を執った入管法違反事件

① 概要

平成27年に退去強制手続を執った入管法違反者は1万2,272人で、26年と比べ1,596人増加した。このうち、出国命令の対象者として入国審査官に引き継いだ者は3,571人であった。入管法違反者は、平成17年以降、減少の一途であったが、近年、査証免除措置の実施等により、新規入国者が増加し、それに伴い不法残留者数も増加したことなどが一因となり、増加に転じたと考えられる。

退去強制事由別に見ると、不法残留9,982人（81.3%）、不法入国752人（6.1%）、資格外活動399人（3.3%）の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている（図表39）。

国籍・地域別に見ると、中国が4,311人（35.1%）と最も多く、13年連続で最多となっている。次いでベトナム1,643人（13.4%）、タイ1,475人（12.0%）の順となっており、これら上位3か国で全体の60.5%を占めている（図表40）。

図表 39 退去強制事由別入管法違反事件の推移

(人)

退去強制事由	年	平成 23	24	25	26	27
総 数		20,659	15,178	11,428	10,676	12,272
不 法 入 国		2,862	1,875	1,128	844	752
不 法 上 陸		164	187	199	249	268
資 格 外 活 動		542	617	493	422	399
不 法 残 留		15,925	11,439	8,713	8,274	9,982
刑 罰 法 令 違 反		619	527	430	392	397
そ の 他		547	533	465	495	474
不 法 就 労 者		13,913	8,979	7,038	6,702	7,973

図表 40 国籍・地域別入管法違反事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総 数		20,659	15,178	11,428	10,676	12,272
中 国		6,350	4,545	4,044	3,975	4,311
ベ ト ナ ム		717	592	688	953	1,643
タ イ		1,108	786	604	899	1,475
フ ィ リ ピ ン		4,346	2,972	1,778	1,414	1,467
韓 国		2,625	2,028	1,336	921	704
イ ン ド ネ シ ア		449	327	271	268	507
ブ ラ ジ ル		825	814	422	316	296
ス リ ラ ン カ		449	303	199	222	182
米 国		258	218	192	175	157
ペ ル ー		597	402	200	124	153
そ の 他		2,935	2,191	1,694	1,409	1,377

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

② 退去強制事由別

(1) 不法入国

平成27年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法入国者（注）は752人（6.1％）であり、26年と比べ92人（10.9％）減少した。過去の推移を見ると、平成15年以降増加傾向にあったものの、18年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少傾向にあることなどから、各種水際対策の効果が現れているものと考えられる。

国籍・地域別に見ると、中国が211人（28.1％）で最も多く、次いでフィリピン166人（22.1％）、イラン64人（8.5％）の順となっており、平成14年以降、上位2か国の順位に変動は見られない（図表41）。

不法入国した際の利用交通手段別に見ると、航空機が594人であり、平成26年と比べ46人（7.2％）減少したものの、依然として航空機による不法入国が79.0％と多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は158人（21.0％）であり、平成26年と比べ46人（22.5％）減少した（図表42、43）。

図表 41 国籍・地域別不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域		平成 23	24	25	26	27
総	数	2,862	1,875	1,128	844	752
中	国	949	532	359	262	211
フ	イ	799	520	274	214	166
イ	ラ	112	124	63	53	64
韓	国	270	178	102	69	50
ベ	ト	13	15	13	10	34
タ	イ	198	105	56	43	31
イ	ン	83	55	27	21	27
ペ	ル	119	91	37	29	26
バ	ン	35	26	24	14	21
ネ	パ	23	18	14	7	20
そ	の	261	211	159	122	102

（注） 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

（注） 不法入国者とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）（同項第1号）及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けずに本邦に上陸する目的を有する外国人（同項第2号）は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。

図表 42 国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総 数		2,105	1,437	824	640	594
フ ィ リ ピ ン		760	500	262	208	158
中 国		443	263	153	112	96
イ ラ ン		96	113	55	48	61
ベ ト ナ ム		12	15	10	10	33
タ イ		192	100	54	40	31
そ の 他		602	446	290	222	215

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

図表 43 国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総 数		757	438	304	204	158
中 国		506	269	206	150	115
韓 国		166	100	49	36	28
フ ィ リ ピ ン		39	20	12	6	8
イ ラ ン		16	11	8	5	3
そ の 他		30	38	29	7	4

(注1) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(注2) 平成27年の「その他」はインドネシア、ガーナ、ベトナム及びミャンマーである。

(2) 不法上陸

平成27年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸した不法上陸者は268人（2.2%）であり、26年と比べ19人（7.6%）の増加となった（図表44）。

図表 44 国籍・地域別不法上陸事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総 数		164	187	199	249	268
ス リ ラ ン カ		0	6	14	54	95
ト ル コ		72	98	84	97	90
ロ シ ア		5	3	19	36	20
ネ パ ー ル		1	0	3	2	15
中 国		20	14	7	4	6
パ キ ス タ ン		5	9	3	4	6
韓 国		12	4	8	2	4
台 湾		5	1	3	2	4
ナ イ ジ ェ リ ア		0	6	3	1	3
そ の 他		44	46	55	47	25

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(3) 不法残留

平成27年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者は9,982人(81.3%)であり、26年と比べ1,708人(20.6%)増加し、依然として圧倒的に高い割合を占めている。

国籍・地域別に見ると、中国が3,623人(36.3%)で最も多く、次いでベトナム1,422人(14.2%)、タイ1,389人(13.9%)、フィリピン1,139人(11.4%)、韓国559人(5.6%)の順となっている(図表45)。

図表 45 国籍・地域別不法残留事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	15,925	11,439	8,713	8,274	9,982
中	国	4,848	3,415	3,194	3,170	3,623
ベ		635	482	562	780	1,422
ト						
ナ						
ム						
タ	イ	860	615	486	797	1,389
フ		3,280	2,295	1,363	1,034	1,139
ィ						
リ						
ピ						
ン						
韓	国	2,082	1,476	960	715	559
イ		350	260	236	233	465
ン						
ド						
ネ						
シ						
ア						
ブ		649	671	321	227	227
ラ						
ジ						
ル						
米	国	224	200	171	157	136
モ		219	111	110	112	104
ン						
ゴ						
ル						
ペ	ー	446	284	144	83	103
の						
そ	他	2,332	1,630	1,166	966	815

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格で認められていない報酬を受ける活動等の就労活動を専ら行っていると明らかに認められる場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなる。平成27年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、資格外活動で退去強制手続を執った者は399人（3.3%）であり、26年と比べ23人（5.5%）減少した。

国籍・地域別に見ると、中国が145人（36.3%）で最も多く、次いでベトナム104人（26.1%）、フィリピン41人（10.3%）の順となっており、これら上位3か国で全体の72.7%を占めている（図表46）。

図表 46 国籍・地域別資格外活動事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	542	617	493	422	399
中	国	192	228	176	167	145
ベ	ト	12	34	52	110	104
フ	ィ	71	20	27	24	41
韓	国	125	212	138	48	35
ネ	パ	60	48	29	34	31
イ	ン	14	7	4	9	10
タ	イ	5	9	14	13	8
ウ	ク	1	0	0	1	8
ス	リ	10	20	2	3	4
ロ	シ	2	1	0	0	4
そ	の	50	38	51	13	9

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。



入管法違反者摘発風景

③ 不法就労事件

(1) 概況

平成27年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は7,973人（65.0％）であり、我が国に潜伏する入管法違反者の多くが不法就労している状況にある。

このような状況は、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪うことになるなど、公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労先をあっせんするブローカーが不当に多額の利益を得る一方で、不法就労者が賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなどの人権上の問題も発生している。

なお、平成22年7月1日に施行された改正入管法では、不法就労者を雇用するなどの不法就労助長行為を退去強制事由として規定（入管法第24条第3号の4）しており、入国管理局では不法就労を助長する外国人の取締りを推進している。

(2) 国籍・地域別

不法就労者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心として62か国・地域に及んでおり、依然として多国籍の者が不法就労している状況にある。

国籍・地域別に見ると、中国が3,266人（41.0％）で最も多く、次いでタイ1,215人（15.2％）、ベトナム1,160人（14.5％）、フィリピン756人（9.5％）、韓国435人（5.5％）の順となっており、これら上位5か国で全体の85.7％を占めている。なお、ここ数年の推移を見ると、中国が高い割合を占めている（図表47）。

図表 47 国籍・地域別不法就労事件の推移

(人)

国籍・地域		年	平成 23	24	25	26	27
総	数		13,913	8,979	7,038	6,702	7,973
	男		7,954	5,346	4,356	4,160	5,167
	女		5,959	3,633	2,682	2,542	2,806
中	国		4,876	3,082	2,909	2,819	3,266
	男		2,968	1,981	1,943	1,869	2,166
	女		1,908	1,101	966	950	1,100
タ	イ		843	567	442	681	1,215
	男		456	318	272	384	699
	女		387	249	170	297	516
ベ	ト		521	380	461	701	1,160
	男		323	271	312	454	873
	女		198	109	149	247	287
フ	イ		2,632	1,589	968	763	756
	男		1,052	629	394	308	341
	女		1,580	960	574	455	415
韓	国		1,918	1,356	866	606	435
	男		670	525	311	237	167
	女		1,248	831	555	369	268
イ	ン		397	267	233	231	396
	ド		333	218	193	193	338
	ネ		64	49	40	38	58
モ	ン		201	90	81	101	81
	ゴ		111	51	47	72	51
	ル		90	39	34	29	30
ブ	ラ		183	182	96	68	77
	ジ		149	141	74	55	64
	ル		34	41	22	13	13
ペ	ル		324	198	107	59	73
	男		218	145	73	48	58
	女		106	53	34	11	15
ネ	パ		179	117	97	75	68
	ー		122	85	78	47	51
	ル		57	32	19	28	17
そ	の		1,839	1,151	778	598	446
	男		1,552	982	659	493	359
	女		287	169	119	105	87

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が5,167人（64.8%）、女性が2,806人（35.2%）であり、平成26年とはほぼ同様の比率となっている。

(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、農業従事者が1,744人（21.9%）で最も多く、次いで建設作業員1,638人（20.5%）、工員1,342人（16.8%）の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は建設作業員が最も多く、次いで農業従事者、工員の順となり、女性は農業従事者が最も多く、次いでホステス等接客業、工員の順となっている（図表48）。

図表 48 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容		平成 23	24	25	26	27
総	数	13,913	8,979	7,038	6,702	7,973
	男	7,954	5,346	4,356	4,160	5,167
	女	5,959	3,633	2,682	2,542	2,806
農 業 従 事 者		783	592	695	946	1,744
	男	554	432	507	632	1,113
	女	229	160	188	314	631
建 設 作 業 者		1,772	1,154	1,151	1,336	1,638
	男	1,750	1,146	1,144	1,323	1,622
	女	22	8	7	13	16
工 員		2,809	1,623	1,301	1,230	1,342
	男	1,869	1,124	895	769	857
	女	940	499	406	461	485
そ の 他 の 労 務 作 業 者		1,527	907	580	525	686
	男	1,173	700	440	424	543
	女	354	207	140	101	143
ホ ス テ ス 等 接 客 業		2,011	1,365	837	629	523
	男	120	114	80	41	33
	女	1,891	1,251	757	588	490
そ の 他 の サ ー ビ ス 業 従 事 者		961	575	452	413	425
	男	379	258	161	127	118
	女	582	317	291	286	307
そ の 他		4,050	2,763	2,022	1,623	1,615
	男	2,109	1,572	1,129	844	881
	女	1,941	1,191	893	779	734

(5) 稼働場所（都道府県）別

45都道府県において不法就労者の稼働が確認されているところ、不法就労者の稼働場所を都道府県別で見ると、集計を始めた平成3年から一貫して東京都が最多であったが、初めて、茨城県が1,714人（21.5%）で最も多くなった。次いで千葉県1,238人（15.5%）、東京都1,086人（13.6%）、愛知県757人（9.5%）、神奈川県638人（8.0%）の順となっている（図表49）。

また、地区別に見ると、関東地区1都6県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木）で5,915人（74.2%）と大半を占めているほか、中部地区9県（新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知）も1,201人（15.1%）と多く、関東地区及び中部地区で不法就労者数全体の89.3%（7,116人）と高い割合を占めている。

図表 49 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

年		平成 23	24	25	26	27		
都道府県								
総	数	13,913	8,979	7,038	6,702	7,973		
茨	城	県	1,286	891	752	1,047	1,714	
千	葉	県	1,919	1,088	945	955	1,238	
東	京	都	2,763	1,740	1,389	1,175	1,086	
愛	知	県	1,637	1,188	954	794	757	
神	奈	川	県	1,663	967	680	656	638
埼	玉	県	1,112	616	539	460	595	
群	馬	県	447	249	243	155	451	
大	阪	府	623	517	366	273	252	
栃	木	県	278	191	137	109	193	
静	岡	県	371	215	167	137	127	
そ	の	他	1,814	1,317	866	941	922	

④ 違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外国人は、入国警備官による違反調査の後、入国審査官に引き渡され、違反審判手続が行われる。同手続は、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣による裁決の三審制の仕組みとなっている。



違反審判風景

平成27年における違反審査の受理件数は1万3,233件であり、18年から26年まで続いていた減少傾向から増加に転じている（図表50）。

図表 50 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

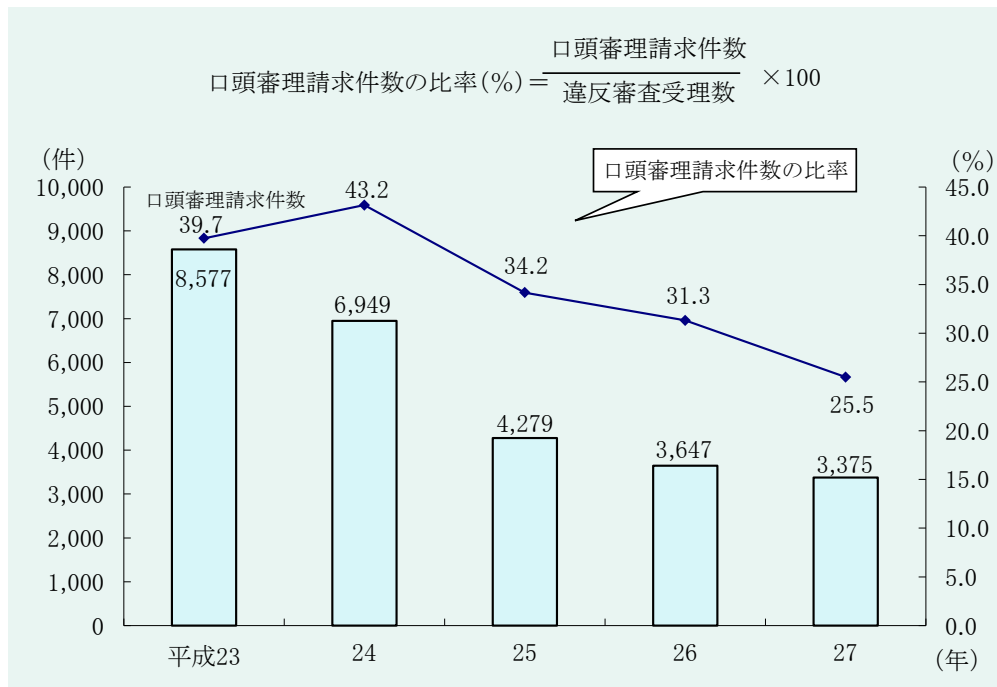
(件)

区分		年	平成 23	24	25	26	27
違反審査	受理		21,584 (771)	16,103 (748)	12,523 (793)	11,645 (670)	13,233 (594)
	既 非該当		5	4	5	-	5
	退去強制令書発付		7,628	5,640	4,729	4,482	5,409
	口頭審理請求		8,577	6,949	4,279	3,647	3,375
	済 出国命令書交付		4,501	2,594	2,478	2,592	3,573
	未済，その他		873	916	1,032	924	871
口頭審理	受理		9,286 (674)	7,755 (711)	4,942 (582)	4,282 (527)	3,871 (476)
	既 非該当		3	-	-	-	1
	退去強制令書発付		120	101	96	74	77
	異議申出		8,389	6,952	4,226	3,596	3,163
	済 出国命令書交付		-	-	-	-	-
	未済，その他		774	702	620	612	630
裁決	受理		9,017 (526)	7,485 (459)	4,776 (505)	3,936 (297)	3,526 (357)
	既 理由あり		7	2	1	1	-
	理由なし		8,440	6,887	4,428	3,544	3,110
	済 出国命令書交付		-	-	-	-	-
	未済，その他		570	596	347	391	416

(注) 受理件数の括弧内は前年からの繰越件数で内数である。

また、平成27年における違反審査後の口頭審理請求件数は3,375件で、違反審査受理数の25.5%に当たり、26年と比べ272件（7.5%）減少している（図表51）。

図表51 口頭審理請求件数及びその比率の推移



口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数は、平成27年は3,163件で、26年と比べ433件（12.0%）減少している（図表50）。

（2）退去強制令書の発付

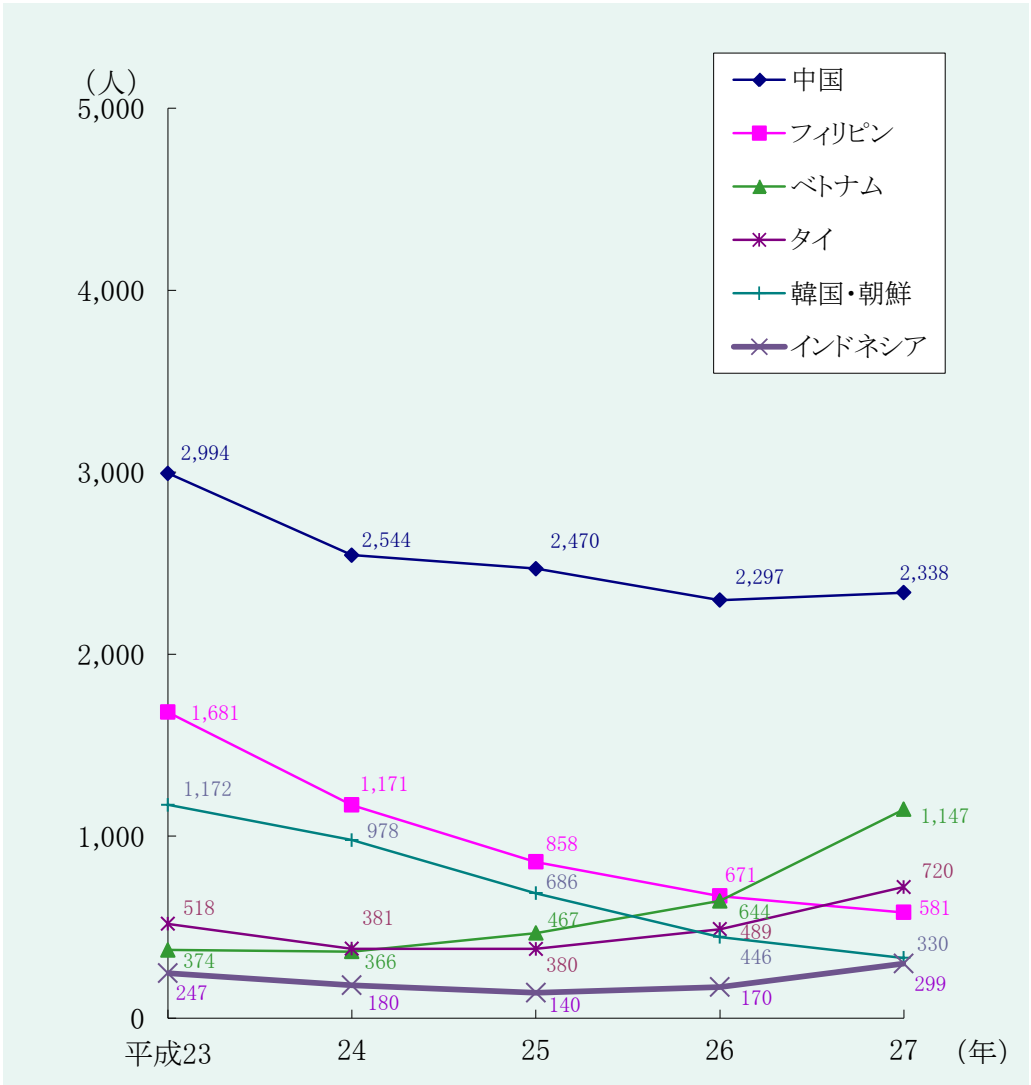
平成27年における退去強制令書の発付件数は6,589件で、退去強制事由別に見ると、不法残留が4,218件で、全体に占める割合は64.0%、不法入国の割合は9.7%となっており、いずれも26年とほぼ同様の比率となっている（図表52）。

図表52 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

		(件)				
退去強制事由	年	平成 23	24	25	26	27
	数					
総	数	9,348	7,329	6,425	5,821	6,589
不	法					
残	留	5,588	4,270	3,907	3,574	4,218
不	法					
入	国	2,014	1,430	1,001	733	638
不	法					
上	陸	138	134	164	160	223
資	格					
外	活	510	622	491	405	374
動						
刑	罰					
法	令	771	576	501	404	472
違	反					
そ	の					
他		327	297	361	545	664

また、国籍・地域別に見ると、中国が2,338件で最も多く、全体の35.5%を占めており、次いでベトナム1,147件（17.4%）、タイ720件（10.9%）の順となっている（図表53）。

図表53 主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況



（3）仮放免

平成27年中に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は1,293件で、26年と同件数であった。また、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は1,063件で、26年と比べ137件（14.8%）増加している（図表54）。

図表 54 仮放免許可件数の推移

		(件)				
令書の種類	年	平成 23	24	25	26	27
収 容 令 書 に よ る も の		2,131	2,128	1,510	1,293	1,293
退 去 強 制 令 書 に よ る も の		1,062	1,137	1,271	926	1,063

(4) 在留特別許可

平成27年に法務大臣が在留を特別に許可した外国人の数は2,023人であり、26年と比べ268人（11.7%）減少している。

なお、在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人と婚姻するなど、日本人等との密接な身分関係を有し、また、実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、平成27年は不法残留が1,504件（74.3%）で最も多い。次いで、不法入国・不法上陸の占める割合は7.7%となっており、不法残留、不法入国・不法上陸で全体の82.0%を占めている（図表55）。

図表 55 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

(件)

退去強制事由	年	平成 23	24	25	26	27
総 数		6,879	5,336	2,840	2,291	2,023
不 法 残 留		5,569	4,304	2,161	1,643	1,504
不 法 入 国 ・ 不 法 上 陸		827	491	270	223	155
刑 罰 法 令 違 反 等		483	541	409	425	364

平成27年に在留特別許可された者を国籍・地域別に見ると、中国393件（19.4%）、韓国・朝鮮222件（11.0%）となっている（図表56）。

図表 56 国籍・地域別在留特別許可件数の推移

(件)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総 数		6,879	5,336	2,840	2,291	2,023
中 国		1,146	809	422	421	393
韓 国 ・ 朝 鮮		898	693	400	286	222
そ の 他		4,835	3,834	2,018	1,584	1,408

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

⑤ 送還の概況

平成27年中の被送還者数は6,174人であり、26年と比べ632人（11.4%）増加した。

国籍・地域別に見ると、中国が2,296人（37.2%）で最も多く、次いでベトナム1,064人（17.2%）、タイ707人（11.5%）、フィリピン593人（9.6%）、韓国328人（5.3%）の順となっている（図表57）。

図表 57 国籍・地域別被送還者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総	数	8,721	6,459	5,790	5,542	6,174
中	国	2,997	2,389	2,284	2,282	2,296
ベ	ト	370	340	432	627	1,064
タ	イ	479	317	400	483	707
フ	ィ	1,552	972	796	616	593
韓	国	1,171	964	665	456	328
イ	ン	248	164	134	159	287
ネ	パ	114	101	64	48	82
ス	ラ	196	141	93	123	69
ブ	ラ	204	143	102	76	65
バ	ン	110	54	42	26	56
グ	ラ					
ラ	デ					
デ	シ					
シ	ユ					
そ	の	1,280	874	778	646	627
他						

（注）表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

送還方法は、送還費用を被送還者が自己負担する「自費出国」、帰国費用がないなどの理由により送還費用を国費で負担する「国費送還」及び被送還者が乗ってきた船舶等を運航する運送業者の責任と費用により送還する「入管法第59条による送還」の3つに大別される。



送還風景

図表 58 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送還方法 \ 年	平成 23	24	25	26	27
総 数	8,721	6,459	5,790	5,542	6,174
自 費 出 国	8,379	6,170	5,382	5,228	5,853
入管法第 59 条による送還	86	78	54	47	49
国費送還（個別送還）	231	191	208	203	206
国費送還（集団送還）	0	0	121	32	22
そ の 他	0	0	0	0	1
国際受刑者移送条約	25	20	25	32	43

（注 1） 「国費送還（集団送還）」は、日本政府の費用負担により民間機をチャーターするなどして被送還者を集団で送還したものである。

（注 2） 「その他」は、被送還者の本国政府の費用負担により送還したものである。

（1）自費出国

被送還者のうち、自費出国した者は5,853人（94.8%）であり、平成26年と比べ625人（12.0%）増加している（図表58, 59）。

なお、入国管理局では、被送還者の旅券、航空券又は帰国費用等の送還に必要な要件が整い次第、速やかに送還しているところであるが、送還に必要な要件が整っていない者については、退去強制手続と並行して、当該外国人から日本国内又は本国の関係者等に連絡を取るよう指導し、帰国費用等の調達に努めさせたり、旅券を所持しない者については、入国管理局から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている。

図表 59 国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移

(人)

国籍・地域 \ 年	平成 23	24	25	26	27
総 数	8,379	6,170	5,382	5,228	5,853
中 国	2,972	2,364	2,263	2,257	2,262
ベ ト ナ ム	363	331	424	608	1,046
タ イ	473	312	339	467	699
フ ィ リ ピ ン	1,494	926	680	578	555
韓 国	1,158	947	652	448	311
イ ン ド ネ シ ア	244	164	130	154	277
ス リ ラ ン カ	186	135	86	91	67
ネ パ ー ル	107	100	61	45	64
マ レ ー シ ア	84	44	42	21	50
モ ン ゴ ル	88	46	48	49	49
そ の 他	1,210	801	657	510	473

（注） 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(2) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、滞在の態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を調達することができない者等がいるが、これらの者のうち、平成27年中に個々の状況等を勘案して国費により送還した者は228人（3.7%）であり、26年と比べ7人（3.0%）減少している。

なお、平成27年中は、より安全かつ確実な送還を実施するために、民間チャーター機により22人を送還している（図表58）。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）しなければならない（注）が、その数は、平成27年中は49人（0.8%）であり、26年と比べ2人（4.3%）増加している（図表58）。

（注）運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（入管法第59条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

⑥ 出国命令事件

(1) 違反調査

平成27年に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は3,571人で、入管法違反者数全体の29.1%を占めている。

ア 国籍・地域別

国籍・地域別に見ると、中国が1,660人（46.5%）で最も多く、次いでタイ641人（18.0%）、ベトナム387人（10.8%）、フィリピン299人（8.4%）、インドネシア187人（5.2%）の順となっており、これら上位5か国で全体の88.9%を占めている（図表60）。

図表 60 国籍・地域別出国命令による引継者数（平成 27 年）

（人）

国籍・地域	適条	総数	24-2 の 3	24-4-ロ	24-6	24-6 の 2	24-6 の 3	24-6 の 4	24-7
総 数		3,571	5	3,520	26	0	0	1	19
中 国		1,660	3	1,641	12	0	0	0	4
タ イ		641	0	633	4	0	0	0	4
ベ ト ナ ム		387	0	385	1	0	0	0	1
フ ィ リ ピ ン		299	1	287	2	0	0	0	9
イ ン ド ネ シ ア		187	0	183	3	0	0	1	0
韓 国		169	0	169	0	0	0	0	0
モ ン ゴ ル		50	0	49	1	0	0	0	0
ス リ ラ ン カ		22	0	22	0	0	0	0	0
マ レ ー シ ア		16	0	16	0	0	0	0	0
ペ ル ー		14	0	14	0	0	0	0	0
そ の 他		126	1	121	3	0	0	0	1

（注） 表中「中国」には、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

イ 適条別

適条別に見ると、入管法第24条第4号ロ該当容疑が3,520人（98.6%）と最も多く、次いで入管法第24条第6号該当容疑が26人（0.7%）、入管法第24条第7号該当容疑が19人（0.5%）の順となっている（図表60）。

(2) 審査

ア 事件の受理・処理

平成27年における出国命令事件の受理件数は3,571件であり、違反審査受理件数全体の27.0%に当たり、26年と比べ984件（38.0%）増加している。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、入国警備官からの引継ぎ後、特に速やかに処理している。

イ 出国命令書の交付

平成27年に出国命令対象者であるとして出国命令書の交付を受けた者は3,573人であった。

これを国籍・地域別に見ると、中国が1,662人で最も多く全体の46.5%を占めており、次いでタイ641人（17.9%）、ベトナム387人（10.8%）、フィリピン298人（8.3%）、インドネシア188人（5.3%）の順となっており、上位5か国で全体の88.9%を占めている（図表61）。

図表 61 国籍・地域別出国命令書の交付状況

(件)

国籍・地域	年	平成 23	24	25	26	27
総 数		4,501	2,594	2,478	2,592	3,573
中 国		2,252	1,252	1,259	1,282	1,662
タ イ		139	109	135	310	641
ベ ト ナ ム		189	92	118	203	387
フ ィ リ ピ ン		456	336	241	224	298
イ ン ド ネ シ ア		146	90	102	81	188
韓 国 ・ 朝 鮮		582	348	294	214	169
モ ン ゴ ル		113	50	46	59	51
ス リ ラ ン カ		136	53	43	28	22
ペ ル ー		61	37	27	11	16
ブ ラ ジ ル		42	22	13	9	9
そ の 他		385	205	200	171	130

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(3) 出国確認

出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、出国する空海港において外国人出国記録カード1通を入国審査官に提出し出国の証印を受けるとともに、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

第6章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に難民条約に、次いで57年には難民議定書（以下、難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである。

その後も、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直し、仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む改正入管法が平成17年5月16日から施行されている。

入国管理局は、難民認定制度を適正に運用するとともに、組織及び審査体制を整備強化するなどして迅速かつ適切な処理に努めている。

第1節 難民認定の申請及び処理

① 難民認定申請

平成27年に我が国において難民認定申請を行った者は7,586人であり、26年に比べ2,586人（51.7%）増加し、前年に引き続いて過去最高の申請数となった（図表62）。

図表 62 難民認定申請数の推移

年 申 請 数	(人)				
	平成 23	24	25	26	27
	1,867	2,545	3,260	5,000	7,586

申請者の国籍・地域は69か国にわたり、主な国籍・地域は、申請の多い順にネパール1,768人（23.3%）、インドネシア969人（12.8%）、トルコ926人（12.2%）、ミャンマー808人（10.7%）、ベトナム574人（7.6%）、スリランカ469人（6.2%）、フィリピン299人（3.9%）、パキスタン295人（3.9%）、バングラデシュ244人（3.2%）、インド229人（3.0%）、中国167人（2.2%）、ナイジェリア154人（2.0%）、タイ83人（1.1%）、イラン68人（0.9%）、カメルーン67人（0.9%）、カンボジア67人（0.9%）となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規在留が6,394人（84.3%）、非正規在留が1,192人（15.7%）であり、非正規在留者のうち、収容令書又は退去強制令書が発付された後に申請を行った者は875人（73.4%）となっている。

なお、申請者の18.8%に当たる1,425人が、過去に難民認定申請を行ったことがあり、このうち正規在留者は890人（うち、難民認定申請中であることを理由に付与された在留資格「特定活動」を有する者は92.4%）、非正規在留者は535人（うち、既に退去強制令書の発付を受けている者は85.8%）となっている。

② 難民認定申請の処理

平成27年における難民認定申請の処理は3,898人であり、26年に比べ729人（23.0%）増加している。その内訳は、難民と認定した者19人（注1）、難民と認定しなかった者3,411人、申請を取り下げた者等468人であった。

なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は我が国での在留を認めるべき特別な事情がある等の特殊な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、平成27年は79人が在留を認められている（図表63）。

図表 63 庇護数の推移

(人)

難民		昭和 53 ～ 平成 22 年	23	24	25	26	27	
		認定難民	577	21	18	6	11	27
		定住難民	11,346	18	0	18	23	19
そ の 他 の 庇 護		1,746	248	112	151	110	79	
合 計		13,669	287	130	175	144	125	

（注1） 「認定難民」とは、入管法の規定に基づき、難民条約上の難民として認定された者の数である（難民不認定とされた者の中から異議申立ての結果認定された数を含む。）。

（注2） 「定住難民」とは、インドシナ難民（昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの）及び第三国定住難民（平成20年12月16日及び26年1月24日の閣議了解に基づき、タイ又はマレーシアから受け入れたミャンマー難民）であり、昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、22年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者（認定難民）もあり、合計欄では重複して計上されている。

（注3） 「その他の庇護」とは、難民不認定とされた者のうち、入管法第61条の2の2第2項により在留特別許可を受けた者及び人道上の配慮を理由に在留が認められ在留資格変更許可等を受けた者の数である。

③ 仮滞在許可制度の運用状況

平成27年における仮滞在許可者は83人で、26年に比べ28人（25.2%）減少している。

仮滞在の許可の可否を判断した人数は919人であるが、許可されなかった者に係る主な理由は、

- ① 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…468人
- ② 既に退去強制令書の発付を受けていたこと…440人である（注2）。

（注1） 異議申立ての結果認定された者の数については、後記第2節②参照。

（注2） 1人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は、その全てを計上している。

第2節 不服申立て^(注)

① 不服申立て

平成27年に難民の認定をしない処分等（以下「難民不認定処分等」という。）に対する異議申立てを行った者は3,120人であり、26年と比べ587人（23.2%）増加している（図表64）。

図表 64 難民不認定処分等に対する異議申立数及び処理状況の推移

(人)

区分		年	昭和57 ～ 平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	総数
難 民 不 認 定			2,773	389	446	791	1,703	1,336	2,002	2,083	2,499	2,906	3,411	20,339
異 議 申 立 て (異 議 申 出)			1,862	340	362	429	1,156	859	1,719	1,738	2,408	2,533	3,120	16,526
決 定 等	理 由 有 り		32	12	4	17	8	13	14	13	3	5	8	129
	理 由 な し		1,425	127	183	300	230	325	635	790	921	1,171	1,763	7,870
	取 下 げ 等		295	33	34	34	70	113	231	193	211	344	504	2,062

(注) 平成17年5月16日に施行された改正入管法により「異議申立て」手続が新設されたことから、同法施行以前になされた異議の申出は、施行後に「異議申立て」に読み替えられることになった。

② 不服申立ての処理

平成27年における異議申立ての処理は2,275人であり、26年に比べ755人（49.7%）増加している。その内訳は、異議申立てに理由があるとされた者8人（前年5人）、異議申立てに理由がないとされた者1,763人（前年1,171人）、異議申立てを取り下げた者等504人（前年344人）であった（図表64）。

第3節 難民審査参与員制度

難民異議申立手続の公正性・中立性を図るべく、平成17年5月に難民審査参与員制度が発足し、法務大臣は、難民不認定処分等に係る異議申立てに対する決定に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないものとされた。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民認定に係る不服申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者から任命することとされ、国際連合難民高等弁務官事務所（U N H C R）、日本弁護士連合会、N G O等からの推薦を受けるなどして法務大臣が任命している。

法務大臣は、不服申立てを受けた全ての案件について、難民審査参与員の意見を聴かなければならないとされているため、異議申立手続においては、これに先立ち、異議申立人等がその意見を述べる口頭意見陳述及び、難民調査官や難民審査参与員が異議申立人等に対して質問をする審尋が行われ、難民審査参与員は、口頭意見陳述・審尋期日の実施後、他の難民審査参与員と意見を交換した上、意見書を作成し法務大臣に提出している。

平成27年における難民審査参与員が立ち会った口頭意見陳述・審尋期日の開催回数は延べ985回であり、難民審査参与員から意見書が提出された案件数は1,518件である。

(注) 平成28年4月1日、改正行政不服審査法に伴う改正入管法の施行に伴い、「異議申立て」が「審査請求」に一元化されたところ、審査請求の対象は、同法の施行日である28年4月1日以降にされた難民不認定処分等に対してなされた不服申立てであるため、同施行日以前に処分されたものについては異議申立てによる手続を進めるものとされており、現在は、異議申立てと審査請求が併存している状態となっている。

また、平成28年4月1日以降の審査請求手続において、法務大臣は、難民不認定処分等のほか、難民認定申請の不作为に係る審査請求に対する裁決に当たっても難民審査参与員の意見を聴かなければならないとされているため、裁決に先立ち、難民審査参与員による口頭意見陳述及び質問等の審理手続が行われており、難民審査参与員は、口頭意見陳述期日の実施後、他の難民審査参与員と意見を交換した上、意見書を作成し法務大臣に提出している。

第4節 一時庇護のための上陸の許可

一時庇護のための上陸の許可について、過去5年間（平成23年から27年まで）に386件の申請があり、22件許可している。

第7章 人身取引対策及び外国人DV被害者保護

第1節 人身取引対策

① 人身取引対策への取組

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が困難であることによる。また、国境を越えて行われる犯罪であるため、国際社会の関心も高いものとなっている。

政府は、平成16年12月、関係府省庁において「人身取引対策行動計画」を、21年12月には犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」をそれぞれ策定し、これまで政府一体となった取組を推進してきたところ、より強力に総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、26年12月、同会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定した。そして、平成28年5月には、人身取引対策関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」の第2回会合を開催するなど、現在、同会議を中核に関係府省庁が連携しながら人身取引対策への取組を進めている。

また、入国管理局においても「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係機関との協力体制を一層強化するなどして人身取引の防止に努めるとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案を把握し、人身取引の撲滅と被害者の適切な保護に積極的に取り組んでいるところである。

② 人身取引被害者の保護

入国管理局では、人身取引被害者の立場に十分配慮し、被害者保護の観点から在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており、また、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っている。

入国管理局が平成27年に人身取引の被害者として保護（帰国支援を含む。）の手續を執った外国人は26人（前年9人）となっており、国籍・地域別の内訳は、フィリピン17人（前年7人）、タイ8人（前年1人）及びスリランカ1人となっている。

なお、被害者26人のうち、在留資格を有していた者は15人（前年5人）、不法残留等入管法違反となっていた者は11人（前年4人）であり、入管法違反となっていた被害者全員について在留特別許可を行った（図表65）。

被害者数は、入国管理局が統計を取り始めた平成17年に115人を保護した後大幅に減少し、ここ数年は20人前後で推移しているが、これは、人身取引対策行動計画の下、政府一体となって対策に取り組んでいることや、同年以降に行った「興行」の在留資格に係る上陸基準省令の見直しや厳格な上陸審査の実施など人身取引防止・撲滅への取組が一定の効果を上げているためと考えられる（図表66）。

図表 65 人身取引被害者数（平成 27 年）

(人)

国籍・地域	内訳	人身取引の被害者		合 計
		在留資格を有していた者	入管法違反者 (うち在留特別許可)	
フィリピン		14	3(3)	17
タイ		0	8(8)	8
スリランカ		1	0	1
総 数		15	11(11)	26

(注1) 在留資格を有していた者の在留資格別の内訳は以下のとおり。

短期滞在	9 人
日本人の配偶者等	3 人
定住者	2 人
技能	1 人

(注2) 在留特別許可した者の入管法違反形態は以下のとおり。

不法入国	2 人
不法残留	9 人

(注3) 不法残留となる前の在留資格の内訳は以下のとおり。

短期滞在	8 人
興行	1 人

図表 66 人身取引被害者数の推移

(人)

年	平成 17	23	24	25	26	27
被害者数・内訳						
人身取引被害者総数	115	21	9	12	9	26
在留資格を有していた者	68	6	8	8	5	15
入管法違反者 (うち在留特別許可)	47(47)	15(15)	1(1)	4(4)	4(4)	11(11)

③ 人身取引加害者の退去強制^(注)

平成26年に、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁は「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し、人身取引関連事犯の取締りを徹底すべく、一層の情報共有及び連携を図っているところ、27年に入国管理局が人身取引の加害者として退去強制した外国人は3人（前年2人）であり、その国籍はタイとなっている。

(注) 平成17年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法第24条第4号ハ）となった。

第2節 外国人DV被害者保護

① 概要

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、人身取引事案と同様、人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

入国管理局では、DV被害者である外国人を認知した場合には、関係機関と連携して被害者の身体を保護を確実なものとする一方、DVにより別居を余儀なくされたり、提出資料の用意が困難な被害者からの在留期間更新許可申請や、DVを要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格変更許可申請については、その立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上許可するなど人道上適切に対応している。さらに、DVに起因して不法残留等の入管法違反となっている被害者についても、十分な配慮の下、事案に応じ、在留を特別に許可するなどの人道的な措置を講じているところである。

また、平成20年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法が施行され、これに合わせて法務省を含む関係府省で策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（注）を踏まえ、入国管理局では、同年7月に独自に措置要領を制定しており、DV被害者を認知した場合には、被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分配慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図るなど、一層の被害者保護に努めている。

② 外国人DV被害者の認知件数

入国管理局では、被害者の保護を第一とし、関係機関との連携を図りつつ、在留審査又は退去強制手続等において、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応しているところ、平成27年中に、在留審査手続や退去強制手続の過程等において把握した外国人DV被害者は95人であった（図表67、68）。

認知した被害者については、個々の事情を勘案し、そのほとんどについて在留期間更新許可や在留特別許可等を行った。

（注） 平成26年1月に更に同法律の一部改正法が施行され、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたことを受け、同法施行に合わせて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を定めている。

図表 67 DV被害者把握状況（平成 27 年）

（人）

国籍・地域	認知状況	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フィリピン		37	2	9	0	48
中国		15	0	4	1	20
インドネシア		5	0	0	0	5
タイ		3	0	0	0	3
ブラジル		2	0	1	0	3
ベトナム		2	0	1	0	3
ペルー		2	0	0	0	2
ルーマニア		1	0	1	0	2
台湾		1	0	1	0	2
ネパール		1	0	1	0	2
ウクライナ		2	0	0	0	2
ミャンマー		1	0	0	0	1
コロンビア		0	1	0	0	1
マレーシア		0	0	1	0	1
総数		72	3	19	1	95

（注）表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）を含まない。

図表 68 地方入国管理局別DV事案の認知件数の推移

（人）

年	地方局	札幌局	仙台局	東京局	名古屋局	大阪局	広島局	高松局	福岡局	計
平成 25		0	3	21	19	17	6	2	10	78
26		0	3	16	31	7	10	0	8	75
27		1	1	18	39	18	9	0	9	95